

會津史

卷五

110  
29

東京圖書館  
門類函架號冊

耕雨關塲忠武閣  
相城池內儀八著

# 寶津史

第五卷

明治三十年二月出版

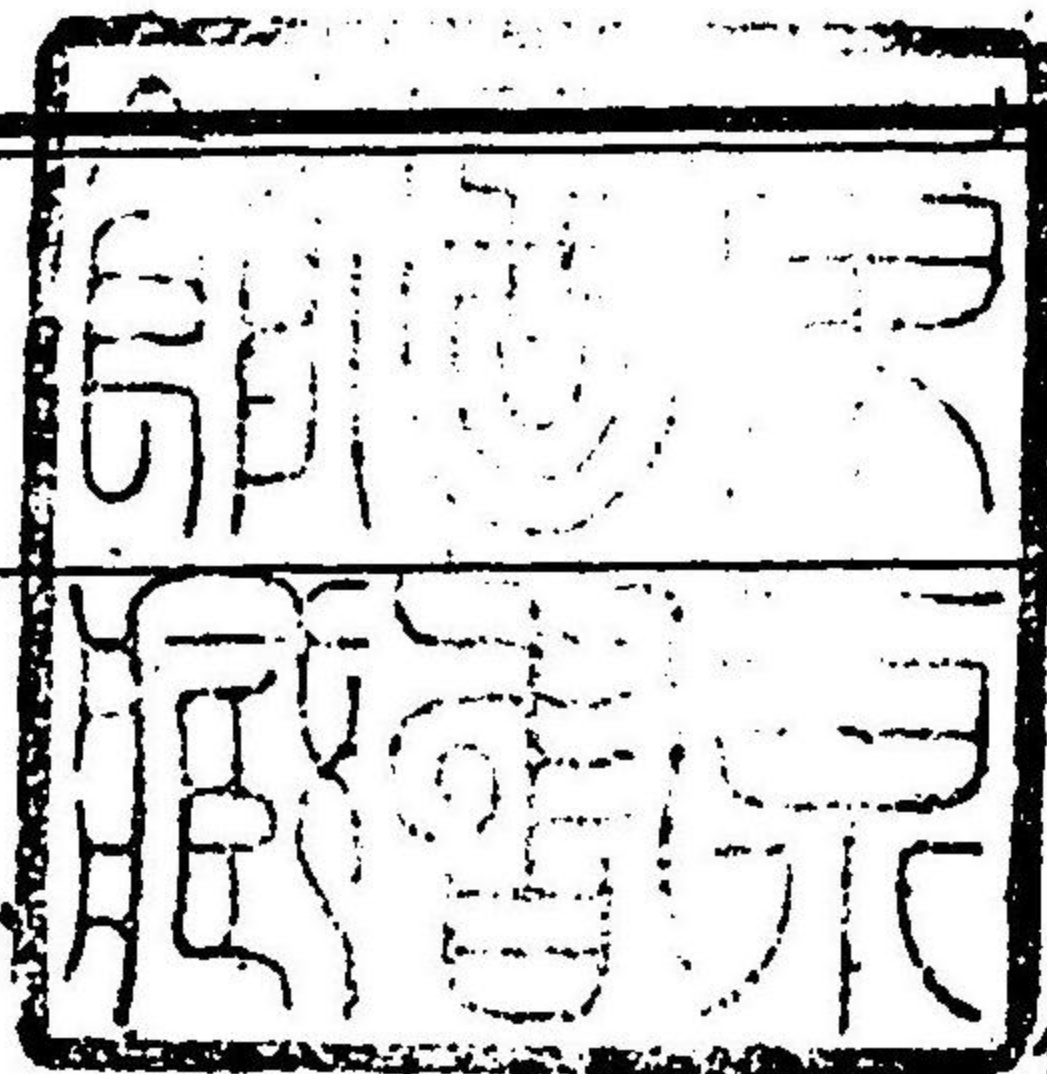
會津史目次

卷五

第八編 保科氏 後松平氏

第五章上 容保公の勤王

- (一) 容保公封に就く
- (二) 容保公開國を主張す
- (三) 開國派の形勢
- (四) 容保公幕水の間に周旋す
- (五) 公武合躰主義起る
- (六) 容保公京師の守護に任す
- (七) 容保公時事を憂ひて幕府に建白す
- (八) 容保公勅使東下に周旋す
- (九) 容保公京師に入る



- (十) 容保公の政略
- (十一) 攘夷派の勢力
- (十二) 公武の和協
- (十三) 容保公京都を以て政治上の中心ならしめんとす
- (十四) 孝明天皇容保公を信任す
- (十五) 容保公至賊公武間に奔走す
- (十六) 孝明天皇我藩兵の操練を觀給ふ

會津史卷五目次終

會津史 卷五

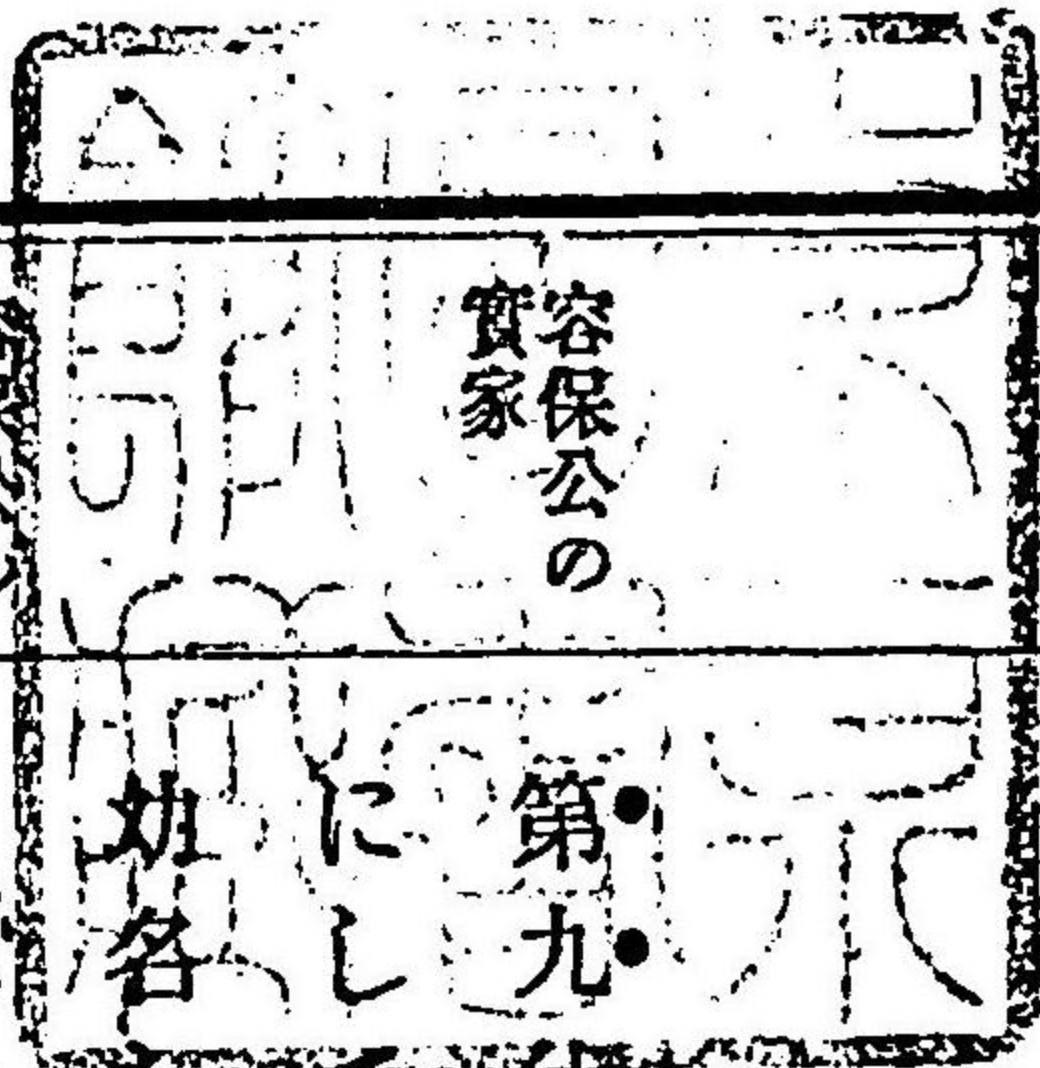
耕雨 關場忠武 閱  
相城 佐藤儀八 著

第五章 上 容保公の勤王

(一) 容保公封に就く

第九代容保公は、美濃國高須城主、松平中務大輔義建公の第六子にして、母は古森氏、天保六年十二月廿九日、江戸四ッ谷邸に生る、幼名を銚之允と稱し、弘化三年四月二十七日、容敬公の養子となり、其女を夫人となす、十二月十六日、從四位下に叙し、侍從兼若狹守に任ず、

嘉永四年五月、容敬公、幕府に請ひ、容保公をして、封地に至り、其政を視せしめんとす、幕府之を許し、賜ふに鷹馬を以てす、容保公始



容保公の實家

容保公の叙任

容保公入部

容保公文  
武を振勵  
す

めて部に入り、率先して自ら文武の業を修め、又兵事を振勵し、大野ヶ原に藩士を率ゐて練練し、隊間に入て、自ら之を指揮號令す、之を追鳥狩と云ふ、又屢日新館に至り、文學武技を視、藩の子弟を獎勵せり、

容保公襲  
封叙任

同五年二月、容敬公逝去、二十五日、容保公封を襲ぎ、肥後守に轉任す、十二月二十六日、左近衛權少將に任ず、

(二) 容保公開國を主張す

容保公開  
兵使來航

同六年四月、容保公、安房上總の成所を巡視し、士卒の操練、船艦の運用を視る、是より先き、徳川氏の政策は、荷蘭及び清國との外、通交貿易を許さず、大艦巨舶を造りて外國に往來するを禁せしが、寛政年間より、魯西亞をはじめとして、英佛の船艦、屢々我國の近海に出没し、遂に上陸して通交せんとを乞ふに至れるを以て、幕府は鎖國の我國法なるを諭告して去らしむると雖とも、彼等

容保公和  
親を主張  
す

は、却て世界交通の利を説きて肯せず、魯は遂に我北海に上陸して土人を劫掠し、英佛は南琉球に據り、我國を窺ふものゝ如し、是に於て、我藩は幕命により、江戸近海を警備せしなり、六月、亞米利加の使節「ヘルリ」等、軍艦を率ゐて、小笠原島及伊豆の諸島を測量し、之を根據として、江戸灣に突入し、相摸國浦賀に來り、國書を出して、亦通信貿易を請ふ、幕府舊制に依て之を拒む、使節肯かず、我藩師を出して、其不處に備ふ、幕府時に開鎖の議を溜詰諸侯に問ふ、容保公則ち彦根藩主、井伊直弼等と、外國の和すべくして、絶つべからざる、状態を建言す、當時、愛國の士にして、早く已に海防の忽にすべからざるを感じ、蘭書を見、蘭人に因り、略海外の形勢を察し、大に國內を開きて、外國の文物を研究するの急務なるを論ずるもの多し、然れども幕府は、徒に舊制に拘泥して、議紛々決すること能はず、乃ち井戸鐵太郎を、浦賀奉行となし、更に儒官、林大

我藩兵房  
總を警備  
す

學頭、御目付、戸川中務少輔、松本十郎兵衛、堀織部等を遣はし、相摸久里濱に於て、應接せしめ、明年答書を與ふべきを約せり、此時、房總守衛の我藩兵、大に戒嚴す、藩地の兵隊も、亦馳せ來る、後、幕府其勤勞を賞せり、十月、房總沿海の屯戍を免じ、更に品海第二砲臺を守衛すべきの命あり、金杉海岸に於て、屯戍の邸第を賜ふ、明年の夏に至て戍を移せり、

米使再來

安政元年正月、亞米利加の使節、ヘルリ、軍艦八艘を率ゐ、再び來りて、昨年の答書を求む、容保公固く前説を執り、斷然和親すべきを言ふ、是に於て、幕府は、稍開國の止むべからざるを知り、二月、幕府の應接役、林大學頭等、横濱に赴き、米使と談判に及び、三月、米船に薪水食料を給し、漂氏を撫恤し、下田の地七里を貸し、松前、函館に來泊するを許す等の條約に調印するに至れり、之を横濱條約と云ふ、四月、林大學頭等は下田に趣き、更に談判を開き、横濱條約の

横濱條約

露使來航

開港鎖國  
の二論  
天  
下に  
盤々  
す

附録、十二ヶ條を締結せり、是に於て、日米條約は、愈々其歩を進めたり、是より先き、露西亞の使節、屢々來りて、通信交易を請ひしが、今又軍艦を率ゐて來朝し、固く請ふを以て、其使節を下田に延き、米國の例によりて、亦之を許す、後、又英吉利、荷蘭、通商を乞ふを以て、長崎、下田、函館に來泊を許せり、當時、諸侯、人民、世界の事情を知らざるもの多く、外人を指して夷狄なりといひ、蠻族なりと稱し、之を賤むこと甚たしく、彼と通好するは、即ち國體を辱かしむるものなりとなす、而して、徳川氏、覇權を掌握せしより、茲に二百數十年、泰平日久しく、文弱の弊、其極に達せし時なるを以て、外寇將に大に至らんと、人心洶々、天下騒然たり、水戸藩主、徳川齊昭公、烈公、悲歌慷慨、其夷船を撃て、之を斥けんことを議す、幕府肯かず、是より、我會津藩士、廣澤安任、山本覺馬、信州の佐久間象山等、開國論を唱へ、水戸の藤田東湖等、尊王論を説き、越前の橋本左内等、國防

論を談じ、長門の吉田松陰等、進取論を主張し、筑前の平野國臣等、攘夷論を吐き、土佐の武市半平太等、鎖國論を述べ、薩摩の西郷南洲等、討幕論を持ち、其他縉紳脱藩士等の和親に反對せるもの、幕府の衰弱を侮るもの、皇業を回復せんとするもの、皆身を捨て、命を委し、鞠躬して、其持論を貫徹せんとするに至れり、

容保公兵  
を駒場野  
に操練す

九月二十日、老中阿部正弘書を以て、台命を傳へて曰く、『肥後守正之以來、人數調練等、懈怠なく、行届由に付、老中若年寄等、心得の爲、見置かせ度、來月三日、駒場野に於て調練すべし』と十月三日、同所に於て兵を操練す、士卒凡そ千餘人、老中若年寄及ひ大小監察、諸有司、來り觀る、十二月十五日、幕府其隊伍整頓、練熟せるを賞せり、當時會津の武備兵勢、振張して、他藩に冠たるを知るべし、十月二日の夜、江戸地震、和田倉門内の我藩邸、頽燒す、品海砲臺の陣營も亦頽る、我戍兵及ひ邸内に死する者、凡そ一百七十八人餘、容保公悼

江戸震災  
容保公の  
仁惠

米使三  
び來る

惜し、之を吊恤賑救せり、安政三年七月、米使「ハルリス」下田に來り、將軍に謁して國書を呈し、本條約を議せんと請ふ、幕府未だ諸侯人民の和親を憚はざるを以て、謝絶すと雖も、ハルリス「斷然之を肯かはざるより、遂に許すこと」なり、次て「ハルリス」江戸城に入り、大將軍家定公に謁し、國書を捧呈す、是より「ハルリス」老中堀田備中守、松平伊賀守、井上信濃守、岩瀬肥後守等、和親貿易の本條約を議し、同五年に至りて、竟に決定調印に及びたり、時に井伊直弼大老となり、樞機を握れり、

和親條約  
を結ぶ

我藩北門  
を警備す

同六年九月、幕府、蝦夷の地を會津及其他諸藩に賜ひ、北門を警備せしぬ、之れ蓋し、當時、外夷頻りに我國を窺ふと雖とも、蝦夷地は、氣候烈寒、人口稀に、田園開けず、武備完からざるを以てなり、故に、容保公、本營を東蝦夷（ニシベツ）に立て、分營を函館に設け、士卒を

移し、警備の暇に於て、地を拓き、漁魚に従事せしき、

(三) 開國派の形勢

條約調印の顛末

是より先き、米國の使節再三來朝して通信交易を請ひ、其條約を迫るや若し之を聽かざれば兵力を以て従はしめんとす、幕府當時の閣老阿部正弘、之を諸侯に議す、諸侯多く鎖國主義にして攘夷を主張す、然れども正弘、我藩主容保公等の開國以て武備を充實し、外夷の驕慢あるときは、之を膺懲すべしとの論を開き、これより諸般の改革を施し、弊政を矯め、大に武備を張り、而して徒に外夷と釁を生じ、戦を開くの不利なるを悟り、和親を許さんどせり、而して其開國を斷行して、獨り諸侯人民の恨府とならんことを恐れ、朝廷の尊貴に依頼して共に天下の反對者を服従せしめんと欲し、和親の勅許を請はんとす、次で老中堀田備中主として外交の局に當り、米使「ハルリス」と條約の草按を議定し、安政五年

正月、自ら上京して和親の勅許を京師に請ふ、當時鎖國を以て最上の政策と信じたる臣民は、外夷屢々幕府に迫り、沿海を測量し、人民を侮蔑せるを以て、大に其暴慢を憤り、幕府の速に之を謝絶し、之を掃攘せんことを希望せしが、却て和親を結ばんとするに至りたるを見て、之れ國法に背き、神州を瀆すものなりとして憤慨せり、殊に水戸藩士及び其他の志士京師に至り、朝紳の間に遊説して攘夷を勸む、已にして堀田京師に至り、機を見て再三勅許を朝廷に請ひ、時の關白九條尚忠卿の斡旋を以て、將に此條約の件を幕府に委任せられんとす、然るに、攘夷論の志士が京師に運動したるの結果、大納言中山忠能等の諸卿、之を不可となし、廷議紛々竟に勅允なきのみならず、諸侯と議して外夷を討伐すべきことを命ぜられぬ、是に於て、傳奏、東坊城總長卿罷め、禁裏附、都築駿河守自殺して罪を堀田に謝するに至れり、堀田も此に至りて



何如ともする能はず、其勅命を幕府に報じ、之に手書の内狀を付せり、其内狀に曰く、

扱て京地の模様、過日も申上候通、追々差違、何分不穩當、實に堂上方正氣の沙汰とは不發存、歎息仕候、此上は得と談判、時勢至當の御處置無御坐候ては、不容易儀と可相成哉と、甚心配仕候、定て種々風説等御聞込、其内には事實相違の儀も可有之哉と奉存候、右等の處、岩瀨肥後守、能々心得居候間、委細御尋問被下、御疑惑なく早々御取調の程奉希候、餘は憂苦に不堪候間、不敬の至に候得共、赤心不殘申上候、

堀田は猶京師に留りて盡す所あらんとせしも、到底我目的の達すべからざるを知り、四月、江戸に歸り、米使に面して京都の事情を告げ、條約調印の延期を申込み、而して諸侯の意見を諮問す、此時即ち井伊直弼大老となりしが、米使は益々開國の切要を説き、日米條約の督促甚だ急なり、因て井伊大老は其延期を待つ能はず、

隨て諸侯の建議を聽き、京師の勅旨を経べき暇なきを以て、堀田備中、松平伊賀、井上信濃、岩瀨肥後等の意見を採用し、一意京師の關涉と、諸侯の容喙とを杜絶し、内治外交共に幕府の獨斷を以て處決せんと欲し、遂に米國と和親の約を結び、實に安政五年六月十九日なり、

安政條約を論ず

此條約固より對等にあらざして屈辱的なり、之れ當時、幕府が二百餘年の昌平に眠り、忽然下田浦賀の砲煙に驚き、清國阿片の變と、露國の東漸、英佛の南進と、武器の精銳、軍艦の堅牢、以て其東漸南進の勢に乗ずるを聞き、急に世界の大勢と、開戰の不利なることを知り、倉皇此の條約に調印せし所以なり、而して幕府は一意開戰を厭ふて此舉を實行したるが如く謂ふものあれども、當時、攘夷家に反對せし開國派、一方に據りて、世界の大勢を説き、通信貿易の利を論じ、幕府をして實に開國の止む可からざるの理を

悟らしめたるを以て、唯戰を恐れたるには、あらざるなり、又幕府が開國の條約を結び、而して他日に至りて平和的攘夷の談判に取り掛りしは、之れ眞の卓見なる開國家にあらずして、一時姑息に出てたる開國家にてありし、と云ふものあれども、之れ亦否らず、固幕府は戰の勝算甚だ覺束なきを以て、開戰を厭ひ、且開國の天下の大勢なることを既に知了し、而して朝廷をして開國の方針、和親の舉に傾かしめんと欲し、苦心慘情、其運動に怠らざりしも、却て屢々攘夷の勅下りて之を奉戴せざるを得ざること、天下の人心條約締結の舉より幕府を離れ、徳川の宗社甚だ危くなりしこと、彼安政條約は屈辱的なるこの事あるを以て、即ち一旦平和的攘夷を決行し、而して徐ろに内治を整ひ、國力を培養し、以て他日對等條約を結び、大に國家を洞開交通せんと欲せしなり、固より幕府は開國實施の手段に於て、巧妙なりとは謂ふ能はず、然れども、極めて頑陋なる鎖國時代より、瞬間に一躍して極めて文明なる開國をなさしめんと望むは、至難なることにして、當時の日本の時勢に照して止むを得ざるなり、而して此安政條約は、海陸の軍備當時に幾倍せる、而かも徳川外交の軟弱を誹議して、竟に之を倒して代りたる明治政府にして、猶數十年唯々として、其舊條約に屈從せるを見ても、當時止むを得ざるの條約なるや、知るべきなり、若し彼我の形勢を察して開戰を避け、無謀の攘夷を排したるを以て、姑息の開國家と云はんには、明治政府の外、交家を夫れ何と云はん、

抑外患起り、開戰目睫に迫るときは、彼我の地位を觀て、強弱を察し、國勢を審にして、優劣を判し、而して彼は我に幾十倍の勢力と決心ありて、其勝敗の數歴々として明かならんには、我國力彼か如く充實し、我元氣彼が如く奮興する時迄、甘言以て彼を籠絡し

て暫く其銳鋒を避け、彼れが決心を弛めて開戦の口實を作る能はざらしめ、而して敗軍の耻と亡國の歎を未來に防ぎて、他日の時機を待つは、之れ禍を轉じて福となす、巧妙なる當時の外交と云はざる可からず、開戦論は壯は即ち壯なりと雖も、巨万の國費を抛ち、幾多の國民を駈て、亡進狂奔、勝算なきの戦に赴かしめ、以て國家を誤り、千載回すべからざるの大難に陥るは、謀を得たるものと謂ふ能はず、

井伊の政

日米條約締結せらるゝや、六月廿一日、宿次奉書を以て和親の万々已むを得ざるの事情に出たるを分疏し、諸侯にも條約の始末を達したり、然れども、幕府が和親と決定せる初時に於て、百難を排するの決心を以て、公明正大堂々と其開國の利を天下に聲し、諸侯を説き、士民を諭し、他日大に夷狄を驅逐せんと聲言するが如き、陰險なる手段を用ひず、京師の賛否を窺ふことなく、獨立

獨斷、以て外交を定めんには、徳川の威信を失墜することなからん、に彼は諸侯の議決に托し、京師の勅許に托し、大に同意者あるものゝ如くにして、開國し、以て天下の人心を諭さんと欲せり、而して諸侯も京師も多く攘夷の方針なるに狼狽し、今は更に國論の赴く所を察せず、果然諸侯の議と、京師の勅に關せず、外人の言を聞くに急にして、和親を實行せしは、已に其機を失し、爲めに大に天下の異論を生じたり、即幕府が初めに公明の舉動に出でず、終に巧妙の策略を施さず、一意開國を急ぎて他を顧みざるは、遂に違勅の罪を名として、天下に誹議さるゝに至りたり、是に於て、一橋慶喜公、刑部卿、尾張公、水戸公父子、松平越前守等、井伊大老を詰る、井伊大老屈せず、一橋公の登營を停め、水戸公父子に謹慎を命じ、尾張中納言、松平越前守の兩侯を退隱せしめ、而して紀州慶福公を迎へて、將軍の世子となす、是より先き、大將軍家定公、年三

十を越ゆれども子なきを以て、徳川一門中より年長英邁なるものを求め、立て、世嗣となし、由て以て當時の難局に當らしめんとす、而して水戸烈公の七子一橋慶喜公、世嗣たるの輿望ありしと雖ども、大將軍及び當時甚た勢力を有したる奥向老女の輩、慶喜公の人となり喜び、且つ大老井伊は、水戸家の和親條約に反対し、攘夷説を主張するを以て、今斷然之を斥け、且つ一橋公に黨するの疑を以て、堀田備中、松平伊賀の老中職を免じ、永井、岩瀬、川路等の開國家をも黜けたり、次て大將軍薨す、因て慶福公嗣き名を家茂と改む、而して間部下總守等を以て老中となし、京師に至りて其條約を締結なせし勅許を請はしむ、間部乃ち上京し、先づ條約に反対せる京紳の臣を排斥し、諸藩の士を捕縛し、遂に其勅許を得、翌年に至りて歸府せり、然れども、是より益天下の志士諸侯、或は鎖國を説き、或は尊王を説く、殊に水戸烈公、米艦渡航以

安政の獄

來、大に國家の爲めに盡され、常に皇室を尊び、幕府の爲めに武備を充實して、必ず外夷を攘ふの決心を固めしが、井伊大老の爲めに政界より斥けられたるを以て、鎖國主義の士は、遂に幕府の攘夷せざるを知り、多く脱藩して京師に集り、急躁にも時勢に暗き諸縉紳に遊説し、遂に攘夷の勅を幕府及び水戸に賜ふに至れり、勅文左の如し、

先般、黒夷假條約無餘儀次第にて、於神奈川關印使節被渡候儀、猶又委細、間部下總守上京被及言上之趣、候得共、先達勅答諸大名衆議被聞食度、被仰出候詮も無之、賊に皇國重大之儀、調印之後、言上大樹公、獻慮御伺之、御趣意も不相立、尤勅答之、御次第に相背、輕卒之取計、大樹公賢明之處、有司心得如何と、御不審思召候、右様の次第にては、蠻夷之儀、暫差置、方今御國內之治亂如何と、更に深く被惱慮候、何卒公武御實情を被盡、御合體永久安全之様にと、偏被思召候、三家或上京被仰出候處、水戸尾張兩家、慎中之趣、被聞食、且其餘宗室の向も同様御沙汰之由も被聞食、及候右者何等之罪狀に候哉、難被計候得共、柳營羽翼之面々、當今外夷退

々入津不容易之時節、既に人心之歸向にも可相拘、旁被惱良更候、兼て三家以下諸大名衆議被開食、被仰出候者、全永世安全公武御合躰にて、被安敵慮候儀、外虜計之儀にも無之、内憂有之候ては、殊更被惱良襟候、被是國家之大事に候間、大老聞老其他三家三卿家門列藩外襟譜代共一同群議評定有之、内を整外夷之侮を不受様にと被思召、早々可致商議勅諭之事、

御別紙 (之は特に水戸に下されたるもの)

勅諭之趣被仰進候、右は國家之大事は勿論、徳川家を御扶助之思召に候間、會議有之御安全之様可有勘考旨以出格之思召被仰出候間、猶同列之方々三卿家門之衆以上隠居に至迄列藩一同にも御趣意被相心得候様向々へも傳達可有之被仰出候以上、

八月八日

尙老中への達書も今日出候事

當時之等の浪士の説を信じ攘夷を主張せしは、三條近衛鷹司の諸卿にして、關白九條尙忠公は開國主義の人なり、而して此勅旨

水戸の勅書と奉還せしむ  
水戸浪士の横行

は、公武合躰し、内を整へ、以て外夷を攘ふべき、從容不迫の勅諭なりしと雖も、井伊大老は、水戸公が幽囚中より再び起て、天下の事を閱すべきを憂ひ、且是より幕府の權力、水戸家のために割かれ、施政に困難を感ずるに至るべしとなし、其勅書下賜の手續きを採り、竟に關白九條尙忠公の與り知らざる所の、密勅なるを知り、之が運動をなしたる開國反對派を憎み、之等の徒黨中、甚た經國の才あるにも係はらず、皆之を縛して斬に處せり、其他幕臣たり、藩士たり、浪士たり、僧徒たり、女流たるを問はず、罪せらるゝもの甚た多し、之を安政の獄と云ふ、次で奏して水戸に其密勅を奉還せしむ、是に於て水戸の浪士、其勅書を奪はんとして屯集したり、ければ、水戸烈公、之を憂ひて親ら書を裁して諭す、浪士肯かず、益々威を逞くし、遂に返勅の使者を要撃し、鎮撫の諸士を斬殺するに至れり、烈公大に怒り、捕吏を遣はして誅罰せしめらる、浪士等

水戸浪士  
共伊大老  
を斬る

容保公參  
府

容保公討  
止む  
水戸の  
議を

力敵せず遂に解散せしが勅書は遂に水戸に留まる之れ過激浪士諸國に横行して殺傷を事とするのはしめなり是に於て其解散せしもの中十餘人境外に脱走し再び黨して白晝井伊大老の登城を窺ひ其警護を衝て之を斬るに至れり時に万延元年三月三日なり老中乃ち書を飛して我藩公の參府を促かす容保公蒼皇江戸に觀せり之れより我公屢々幕政に參して國事に盡悴す

(四)容保公幕水の間に周旋す

次で老中間部下總守詮勝久世大和守廣周安藤對馬守信正等井伊大老に繼て大政を掌りしが其水藩士が返勅を防碍し又は大老を刺して幕府を畏れざるを憤り尾紀二藩に命じ兵を擧げて水戸を伐んと欲し溜詰諸侯に謀る容保公等其不可を論争す老中肯せず容保公即ち曰く水戸は親藩にして祖先以來王室に盡

水戸の兩  
黨

し朝廷の依頼する所且つ列藩望を屬す今干戈を以て之に望むは事の宜しきものに非ずと老中猶從はず容保公をして直に將軍に面陳せしむ容保公曰く敢てせざるなりと既にして將軍容保公を召て其狀を問ふ容保公面陳する所前の如し將軍之を領し事即ち止む然れども水戸に於ては革新守舊の兩黨に分れ遂に烈公薨し藤田東湖死して尊王攘夷派を統括するものなく後此兩黨破裂して砲聲劍戟の騷亂とはなりたり其革新黨は正義派と稱して幕府の國內に嚴に國外に寛なるを憤り烈公の遺志を繼ぎて攘夷を主張し東湖の子藤田小四郎武田耕雲齋伊賀と稱す其領袖たり守舊黨は溫和派にして市川三左衛門朝比奈彌太郎之を率ゐる遂に國老に列して藩政を處理せり十二月容保公左近衛權中將に任ず

容保公徳  
川親成和

文久元年三月容保公水戸の事を以て憂となし家臣外島義直兵機

憂ふるを

衛 秋月胤永弟次

を遣り、武田耕雲齋に就て、其の動靜を問はしむ、

此時耕雲齋藩内の軋轢を憂慮し、返勅事件に苦心せり、故に其の倚る所を得るもの、如く、曲さに事實を條陳す、義直等、爾後常に水戸の事情、黨派の變遷を江戸に報じ、能く其要領を詳かにするを得たり、此に於て、幕府も稍氷解し、終に事なきを得たり、

(五) 公武合躰論

此時、鎖國主義の浪士は皆幕府のなすなきを知りて、朝廷に依頼し、大に攘夷論を主張し、其氣焰甚た熾なり、之を以て、幕府は朝廷を疎にし、公武軋轢するは、國家の亂階にして、外侮を禦ぐの道にあらずとなし、容保公をはしめ、以て、幕府の執政、諸藩主、諸有志等、盛に公武合躰主義を倡導せり、然れども、朝廷の公武合躰をどらるゝは、以て、直ちに攘夷の實を舉行せしめんとの方寸にして、幕府は之に反して、先づ和親交易の勅許を得んと、の心算なり、

公武合躰黨と攘夷黨との二派生ず

和宮降嫁

之を以て、公武合躰の實行、甚た難く、其朝幕に周旋するもの、大に苦心する所なり、而して、鎖國攘夷派の諸士は、公武合躰を喜ばず、密かに討幕の計畧をなすものあり、之れ政權を己等の手に移し、以て鎖國主義を天下に實行せんと欲せしなり、

文久元年十月、幕府、公武合躰の實を擧げんと、皇妹、和宮の御降嫁を請ひ、以て天下の人心を一致せしめんとせり、岩倉具視卿等之を賛し、朝廷之を許し、翌春婚儀整ひたり、然れども、幕府は益々外國の事情を開き、開國の當を得たるを知り、朝廷は益々攘夷派の説に動かされ、鎖國の急なるを知らるを以て、幕府は頻に朝議を以て、開國に傾けしめんと勉め、朝廷は幕府をして、攘夷の期日を定めて、實行せしめんと謀れり、是に至りては、公武合躰も、亦益々難事なる哉、

長州公武合躰派の運動

當時、公武合躰に盡力せしものは、長州侯毛利慶親なり、慶親幕府

と協力し、臣長井雅樂を京師に遣り、大に周旋せしめたり。雅樂は、器宇宏濶、見識超邁の士にして、夙に開國論の本領を有し、攘夷派が妄りに鎖國主義を唱ふるを非とせり。是に於て、其藩主の命を以て、京師に上り、先づ大納言嗟峨實愛卿に謁して、所見を陳述し、意見書を上りたりしが、實愛卿は大に其議論を歎賞し、天覽に入れ奉りたるに、孝明天皇亦甚た御感歎あらせ給ひたり。因て雅樂は、其主慶親と共に江戸に至り、幕府と共に公武和協を議し、再び京師に入り、先きの意見書に少しく修正を加へ、毛利慶親の名を以て、公然朝廷に建白し、頻りに朝廷にして開國に傾けしめんと勉む、其建白書左の如し、

夫れ戦んとするものは先づ其利害曲直を明に察し、直利我に在て而して後に戦ふ事所謂勝算にて古今名將の重する所に候。曲害我にあれども憤怒に堪ず或は一時の血氣に誘はれ無策の戦を起し、敗亡を取候者古來歴史に數々盡し

難く候。然に當今關東にあつて御條約相濟候儀、京師には一圓御不納得の御事に候得は、關東の御國體を御動しとの趣を以て、彼是御取糺有之候共、御國內而已の御事にて外夷へ對し、御口實には相成間敷、其故は皇國三百年來御國內の御政道は關東へ御委任と相見へ外國へ對し、候ての御駈引も悉皆關東へ被相仰出候得は、外夷共關東を皇國の政府と心得候は尤の事にて、政府にて條約調印相濟候得は、同盟の國と心得候事は又無餘儀事に候。然に當度に限り、天朝御不納得の筋を以て、卒然約を破り、盟に背候は、彼各國百年來の例を申立、不信の名を以て、皇國に與へん事必然に候。且關東は武將の棟梁に候處、外夷へ面目を失ひ、浩然の氣を餓し候ては、事ある時の御用に相立間敷。是我に曲を取彼れに直を與ふるの拙策にして、智者の取らざる所に候。且彼れは航海に熟して、數萬里の海路を不日に航行し、數十年航海を業と仕候國柄に候得は、船數に富殊に近年皇國の海路に熟し候事故、戦争と相成候は、要津出沒し、府城を剽掠仕候は必然に候。左候時は、海國は不及申、海路不通國迄も隣國騷動候は、自國警衛の外他事無之候はん偏に九州を以てたどへば、僅に四五艘の軍艦を以て朝には東夕には西、或は海濱に大砲を發し、或は海濱の民屋を放火し、淺く働き、軽く引候は、陸路の將士奔走に勞れ、我に追討すへき軍艦に乏しく、切齒扼腕而已にて手を束ね、彼に致さるゝの外定策無之恐らくは九州數百萬の士僅に四五



艘の夷艦に羅摩せられ心は彌武に候て自國の騷動難差置只一人も赤馬關を渡り東する事決して相成間敷候事泰鏡を照らして見るよりも明也六十餘州の中に於て海路不通の國とては僅に四の一に足り不申然に四の三餘夷艦の害を受候は、僅に殘の國にも唇亡し齒寒の勢となり隣國を救候位は兎も角も兵を遠國へ遣候儀は決して相成間敷京都は素より日本の頭目に候得ば四支の國々舉て保護仕候は理の當然に候得共四支病を受候得は頭目の用を盡す事能はず是れ自然の勢に候是獸夷の約策にて恒言に日本は二三千の兵を以て陥るへしと妄説由て起る所に候斯る時に相成候は、京師も擁護實に心許なく萬一京師を獸夷の蹄に穢され候儀等有之候ては六十餘州戦はずして彼か爲に屈辱せられん事恐れても思々敷事に候尙又數百年太平鼓腹の武士を以て倉卒無策の争端を開き候は其利害三歳の童も辨すべく候然れば曲害は我に在て直利は彼に在候歟と時勢事理を深察仕候は、輕々敷戰爭を好不申所に候借又鎖國と申儀は三百年の御説にて島原一亂後別て嚴重被仰付候其以前は異人ども内地滞留差許され且天朝御隆盛の時は京師へ鴻臚館を建置れ候事も有之由に候は全く皇國の御番法と申にても無之伊勢神宮の御誓宣に天日の照臨する所は皇化を布き及し給ふべくとの御事の由に候得は夜國氷海は兎も角も天日の照臨なし玉へる所は悉く知し召すへき御事にて鎖

國など申儀は決して神慮に不相叶人の子孫たる者上下となく其祖先の志を繼事を述るを以て孝と仕候既に神后三韓を征し給ふも全く神祖の思召を繼せ玉へる御事にて莫大の御大孝と今以稱し奉候中古はいまた海外の事明白ならず候得共三韓の外若干の國有事を聞し召玉はす若聞し召玉は、御征伐三韓にて御止りは有之間敷想像奉り候然に當今五大州若干の國ある事を聞し召のみならず彼より憚らす皇國へ來り剩へ皇國を蔑にし奉りて鎖國とて御製被遊候御事神祖の御誓宣に御戻り候に當り神意の程も難計誠に奉忍入候假令鎖國の儀主張仕候も守る者は攻るの勢有之候て社能守り候譯に候得共鎖國仕候ども攻るの勢難闕候徒に海岸險阻を頼み鎖國仕候は萬々無覺束候然れば當時に於て攻取るの勢を張候儀第一の急務と奉存候得は仰き願くは神祖の思召を繼せ玉ひ鎖國の敷慮思召替られ皇威海外に振ひ五大州の貢悉く皇國へ捧げ來らすは赦さすとの御國是一旦定らは禍を轉して福となし忽獸夷を抑へ皇威海外に振ひ候期も又不違と奉存候

然るに、此時攘夷派浪士の勢力京師に熾んにして、宮廷は攘夷派公卿充滿して、此書を聖聽に達せしめず、語辭無禮なりとして却

薩州公武  
合夥派の  
運動

下せり、殊に同郷の脱藩士、久坂玄瑞、寺島忠三郎等の攘夷派のため、妨げられ、遂に要領を得ずして歸國せり、次で薩州侯島津久光も亦公武合夥を主張せる有力なる一人にして、文久二年の春、士卒千餘人を率ゐて上京し、公武一和を建言して採用せられ、勅使左衛門督大原重徳卿と共に、關東に下り、一和の勅旨貫徹せんことを周旋せり、此時、蓋し此等の諸侯は、公武一致上下協力して、以て、速に外侮を防ぎ、萬國並立を謀らんと欲せしなり、其時、勅旨の要旨は左の如し、

今度關東へ、勅使差立られ候備は、方今の時勢、深く慮を憐れ、偏に公武御一和、國內一致して、攘夷の成功これ有るべしとの、深重の思召を以て、別紙之通三事を決せられ、速に其一を群議の歸する處に奉行あるべしと仰遣はされ候、天下の重事に候間、慮慮徹底候様に周旋の儀、内々松平大膳大夫(長州毛)申合せ、先件の御趣意心得、公武の爲に宜く配慮ある様、頼み思召候事、  
第一、大樹早く諸大名を率ゐ、上洛あつて朝廷に於て、相共に國家の治平を計議

幕政改革

し、万人の疑を散ぜしめ、皇國一和の正氣となし、速に攘夷の患難を攘ひ、上は祖宗の神慮を慰め、下は義臣の歸嚮に従ひ、万民を化育し、天下を泰山の安に比せられ度事、  
第二、豐臣の故事により、沿海の五ヶ國大藩を以て、五大老とし、國政を咨決し、夷戎を防禦するの所置を爲さしめ、環海の武備、堅固確然として、必ず夷狄を掃蕩するの功あらんと思召候事、  
第三、一橋刑部卿大樹の後見に、越前中將を大老職に任じ、幕府を補佐せしむべし、内外の政當さに左衽の辱を受けざる様に思召候事、

六月、島津久光、老中脇坂中務大輔に一書を送りて、公武調和の必要を論じ、勅命を遵奉すべきことを陳せり、幕府因て勅旨を奉ず、次て久光は、一橋慶喜公、松平越前名慶永等と、時勢挽回の方法をも議了して、八月、勅使と共に京師に歸れり、其時の挽回策は、開鎖の政畧を定むるを後にして、内治を整へ、兵備を完からしめ、皇室を尊崇すべきの二十六個條にして、要するに、井伊大老が峻嚴な

る政畧を以て、安政の獄を斷じたるにより、却て浪士等の反動を起して、天下に囂々し、徳川氏の政令行はれざらんとするを恐れ、其善後策を講じたるなり、即ち水戸黃門の贈官、井伊侯の處爵、九條家及び間部下總、安藤對馬の隱居、慎三等を取計ふべき箇條もありき、

(六) 容保公京師の守護に任ず

幕府は勅使により、已に一橋慶喜公等の屏居を許して後見職となし、松平慶永を總裁となし、京師に於ては近衛忠暎公關白となり、着々二十六ヶ條を改革し、爰に全く公武合躰成りたるが如し、然りと雖、幕府は、井伊大老斃れしより、之に代て大政を執れるもの、其識見、瞻畧、更に見るに足るものなく、内憂外患の難局に當り、自主獨立國家の大權を掌握し、人心を統括するの能なく、只管公武調和の勢を、一二雄藩に依頼し、唯々諾々、其意見に従ひたるを

浪士京師に跋扈す

以て、鎖國攘夷主義の志士は、益幕府を侮り、討幕以て、大に皇基を張るにあらずんば、止まざるに至る。次て慶永、彼二十六條の一に、京都の警衛は大藩四五頭へ交代にて相勤め候様被仰付度、是までの彦根等は、御免にて、爰許の守衛命せられ度、左なく候ては、第一に人心の和合せざる基と奉存候事、とあり、且つ當時、京師は、薩長の浪人壯士、跋扈横行して、幕府を誹議し、庶民を劫掠し、都下騒然、人心洶々たるを以て、京都守護職の任を容保公に命せん、とす、偶々公病臥す、乃ち我が重臣、横山常德を其邸に召し、守護職の内命を傳ふ、公其身不肖にして、居城京師に遠きを以て、之を固辭す、慶永侯乃ち書を送りて、反覆説諭す、一讀涙の滂沱たるものあり、其書に曰く、

幕府京都守護職の任を容保公に命せんとす

春嶽侯の書翰

一輪啓上致候、兎角殘暑去、爰候處先以、公方様、益御機嫌能被爲入候條、可身御心候、御清榮珍重奉存候、扱又貴恙如何被爲、在候哉、日々關情之次第、何分御攝養の

上、一日も早く御登營奉希候、且又御家老横山常徳呼出申聞候儀、如何御聞取被下候哉、別而方今京師の方類りに風説も相聞不穩の様子、殊に薩州屋敷の御出動上候申、何時暴發の患も難計、其上從傳奏三郎久光高官位、命任の儀も申越刑部殿慶喜公始一同深く此節憂痛至極に御坐候、夫に付而も京師御手薄にては何分難相成是非々々御受不被成候ては、公武御合睦に至り兼可申と奉存候、當今此の二右の仕合故、何卒々々一旦御受にさへ相成候得は、其上の御内願筋等、乍不及、小生盡力可申是非々々御都合相成候様取計申度奉存候、昨今如此儀故、一旦の御受は、速に被成下度一重に以て奉懇願候、則今日も被爲召候て御尋も被爲在、上にも殊の外御心配に御座候、御役前に取候ても、早々御出勤の上、一旦御受に相成候得は、大原への申譯も相立、第一御尊奉筋に取最上之御都合に御座候、期會不可失速に御英断被下候様奉願候、御國元之御都合も可被爲在候得共、運滞に及候而は、上の御尊奉筋に關係致し、不容易儀、右の處御汲察可被下候、早々常徳始へ御談、御返答可被下候、先右用事而已、早々不備

八月七日

會津明公

五机下

御々時下御自愛奉奉念候

春嶽

次て左の書翰を送らる

土津公以來の御家柄と申、旁今日の艱難を御亮察被下、只今御睛に相成候得は、將軍家被爲重京師之御信義も相立私共に於て難有奉存候、激切の儀申上候は、甚恐入候へ共、公方様か御いとう敷、姑息の様に候へ共、御心配之御様子、見上候へば、落涙之外無之奉存候、台徳院様之御血筋之公方様、土津公御末胤之貴兄に候へば、御情に置候ても御同様と奉存候、徳川氏不信之相立、公武御合睦の有無は、貴兄御受断不斷に在り、小生泣て申上候も、方今台徳院様、土津公被爲在候は、必御受に相成可申と存奉候、末世には候へ共、御同様と奉存候以上、

春嶽

肥後守様

而して又左の如き文面來れり、

一輪謹啓致候、兎角蒸熱に御座候處、彌御安清、珍重奉存候、然者今朝申上候義、如何御聞取被下候哉、何分關心の次第日、京師の事に付ては、焦慮罷在候、今日も御前へ罷出候處、段々御尋も有之御受御待兼被遊候、御様子に被爲在候、夫に付

春嶽侯再  
び我公に  
書を送り  
守護職に  
就かんと  
を勸む

春嶽侯三  
たび書を  
送りて就  
任を希望

津内日藏版 三十三 地内日藏版

今夕退出より登館仕御病床へ罷出御談判致度云々

肥後守様

春嶽

容保公就任に付き一首を實父に贈る

時に公の實父松平義建公には其就職不同意なりと聞き公は中間に立ち大に苦慮し即ち左の一首を義建公に送らる、

行くもうし行かぬもつらい如何せん

君と親を思ふ心を

實父直ちに返歌あり、

親の名はよい立てすとも君の爲め

いさを願はせ九重の内

春嶽侯我公の病床に來りて就任を懇願す

慶永又幕命を以て容保公が和田倉の邸に至り將軍依頼の切なると時勢の危急なるを以て之を懇懇す是に於て容保公翻然以爲らく義受けざるを得ずと是より先き急使里十程七十里餘を

西郷頼母藩地の議を廣し來りて就任を論ず

以て之を藩地の重臣に謀る國老西郷頼母近慮駕を飛し來りて天下の形勢を説き公武合躰の難事なるを陳じ之を諫争して受くること無からしめんとす容保公曰く藩祖以來隆恩に浴し厚祿を受くること久し今宗家の危急なるに際し將軍の殊命を以て切に此重任を依頼せらる義辭す能はずと横山常德田中玄清堀七太夫等之を賛成して曰く義の重き處其利害は論ずべきに非ずと近慮其國事の爲め公が奮て身を渦浪に投じ險涯に進め以て難局に當らんとするの決心固きを聞き感激骨に徹し泣て其任を賛す容保公亦落涙厚く藩地の施政を託せり是に於て守護職を拜し正四位下に叙せられ役料五万石を賜はり金三万兩を貸與せられたり、

容保公國家のため就任に決す

攘夷派の運動

是より先き三月島津久光侯朝暮の調和を謀らんと京師に上れるとき筑前の浪士平野國臣は清川八郎橋口壯介田中謙助田中河

伏見寺田屋の殺傷

容保公所司代町奉す行を選抜

内、小河一敏等の尊王派と議し、陽に侯に附従するもの、如く、陰に京師に入り、九條關白、所司代酒井若狹守忠義等を屠り、然して後、久光を要し、討幕攘夷の功を奏せんとす、而して薩州の尊王派柴山愛次郎、有馬新七等も亦久光の入京は、討幕のためならんと豫想せしに、其風なかりければ、久光を尊王派の泰斗と信したる他の過激派と共に、其穩和に傾くが如くなるを憤慨し、天下の機を失せんことを恐れ、密かに大坂より京師に入り、大事を擧げんとす、久光之れを聞き、大に怒り、高崎佐太郎、六奈良原喜八郎、繁森、岡善助、純等八人を選びて、激徒の宿所、伏見寺田屋に遣はし、之を諭し、が肯かざるを以て、終に之を斬る、而して國臣等縛につけり、所司代酒井忠義變を聞き、倉皇其邸を去りて二條城に入りたり、此を以て、所司代の威令、頓に挫けり、此時に當り、幕府容保公をして、其守護職の羽翼たるべき、所司代、町奉行等を擧げ、酒井等に

容保公の建白書

代らしむ、公、牧野忠恭、長岡藩主、中條信禮、永井尙志を撰擇せり、  
(七) 容保公時事を憂ひて幕府に建白す  
既にして公謂らく、今日の急務は皇室を尊奉するにあり、と乃ち建言して曰ふ、

不肖之私、重き御政事に預り、殊に京都守護職被仰付、冥加至極、難有仕合奉存候、依て萬分一も御國恩を奉報度、日夜苦心仕候得共、淺識寡聞、爲差見込も無御座、恐入奉存候、乍去、此節柄と申、當職罷在候故、鄙見の程、不忌憚諱奉申上候、方今の形勢、外夷の跳梁、日に甚敷、無勿躰も上は奉惱、叡慮下は人民不折合に成行、深く心配仕、家來共へ申付、内外の衆議をも爲聞取、且京師へも遣し、彼地の様子爲何候所、主上に於ては、鎖國攘

夷御確定被遊隨て京中は勿論關西の列侯諸浪士迄も開國の説を唱候者は頃日無之程に承候右の通り夷人を嫌候人情に候處於公邊は益夷人を御叮嚀に御取扱之御都合により人氣騒々敷候儀と被案候畢竟戊午年御奏聞もなく調印濟を始播泉開港御差免御府内在留御殿山造館等皆以て主上の御本意に不被爲在御逆鱗も被爲在惣容之不折合相成殺害等も有之譯と愚察仕候且先年堀田備中守間部下總守等を始京師へ被遣候處品々御行違之儀も有之哉に而當時に至り候ては恐多くも關東にては譎詐權謀を以て京都を御取扱候とて追々御信用も御薄く被爲成外藩等へ御依頼被遊候と奉存候將軍様には素よ

開港論

り御別意決して被爲在候儀には無御座候へ共全く御役人方之不取計より事起り公武の御間御一和無き様相響き誠に以て恐入候儀歎敷次第に奉存候此上御殿山夷館出來御府内へ常住致諸港彌御開に相成候は御逆鱗は不及申列藩の動搖に相成皇國惣容の折合益不宜如何之異變出來候も難計候間何れにも叡慮に應じ人情に相叶御國躰も相立君臣御一致之御所置肝要と奉存候長崎箱館横濱之儀は是迄の通被居置御殿山夷館攝泉開港御府内留在松前の事等御英斷御拒絕被遊度候尤是迄不取計致候諸役人は所當被仰付彼が諸雜費掛候分は償ひ被遣候御趣意を以て委敷論解致候は可宜奉存候然に前文

之通り、主上専ら鎖國を被思召候處へ、三港差置候と申にては、叡慮に戻り候様に候へ共、長崎は昔年よりの開港場なり、下田開港之儀は、先年主上にも無餘儀御聞入に相成、且は宇内之形勢熟考仕候處、海外萬國日々に開け、往來互市致、各爭權利時勢に相成、皇國而已鎖國孤立と申にては、彼の事情を知て其長所を取るに由なく、攻守之道も十分難屈已に是迄往來互市致候へばこそ、大艦巨砲も出來、海軍之御備も相立、武備充實之助と相成候儀、顯然に御座候間、三港は其儘被居置、條約制度改正致し、萬一も我が制度を破り、不禮不敬之儀有之候節は、直様御打拂に相成候は、即攘夷之御主意に相叶、奉安、叡慮、人心も打合可申奉存

決戦論

候、是迄は、夷人不禮驕慢日に相募候へ共、更に御構無之、御國人而已、御取締嚴敷様、世上へは相取れ、全く御役人方之姑息苟安にして、死を恐るゝの處より、斯く夷人の跋扈を增長爲致候と、心得居様相見へ申候、仍て此度委曲諭解致候にも、實に決戦之御覺悟被遊度候、尤應接之義は、御國是、睦と被爲立候上にて、可然者へ全權御委任被仰付候は、機に臨み變に隨ひ、如何様にも所置之道可有御座、是則公武御一和之所係にして、皇國盛衰之界、天下治亂之分れ目に相成可申、至極御大切之御場合と奉存候、私事守護職被仰付罷登候に付而は、御尊崇之御趣意相達し不申候半ては、不相成、依而は深く思召被爲込候、攘夷之叡慮、御遵奉被



遊候儀專要と奉存候、然處開鎖之儀は至極重大之事  
 件に御座候間、來春御上洛迄に、内外大小名之存寄、銘  
 々御直にも御聞取被遊、逐一御奏聞の上、至當之所へ  
 御決定被遊度奉存候、左も無御座候而は、自然守護之  
 任も立兼候儀と奉存、晝夜苦心仕、家來共迄見込相尋  
 決心仕候儀に御座候、若御許容無御座候而は、不容易  
 此度の大任、可勤見詰更に無御座候間、御詫にても申  
 上、外無御座候義と、深く奉恐懼候、右申上候存意之次  
 第、篤と御賢察、御英斷被爲在候様、偏に奉懇願候、  
 但御英斷被遊候上は、應接方至極御大切に御座候  
 間、可然人物身柄に不拘、格別に御登庸、全權御委任  
 被遊、不得止事件共、直實に令諭解、至極誠實に御處

置御座候は、黠夷も承服可仕奉存候、

一彌以右愚意、御採用被下候は、先日被仰出候、武備  
 充實の儀、標準無御座候ては、承平偷安之情、決戦之覺  
 悟無之、御趣意貫徹仕候儀、難計候間、則此度叡慮遵奉  
 三港之外拒絶に付ては、如何なる異變も難計に付、武  
 備充實之儀は、右等の爲に候と、猶又御沙汰被爲在候  
 は、御改革之御趣意も著敷相立、御國威更張可仕儀  
 と奉存候以上、

九月

容保公が  
し、國事に  
精神盡

公が其敵國の形情を知るを要すとなし、又外寇を防ぐの武備を  
 整ひ、決戦の覺悟を以て、三港を開くと謂ふに至りては、實に思慮  
 周密なる開港家ならずして、何ぞ公が其聖慮のある所を察し、攝

泉の開港等を拒み、外人の驕慢を憤り、而して京師を遵奉すべし。と謂ふに至りては、實に正實忠誠なる尊王家にあらずして、何ぞ公が其公武和せず、諸侯動搖し、人心恟々たるを憂ひ、人才を登用し、汚吏を罰し、國是を定むべしと謂ふに至りては、實に慷慨悲壯なる愛國家にあらずして、何ぞ要するに公が終始國家に盡せるもの此精神に外ならざるなり。

(八) 容保公勅使東下に周旋す

十月、容保公、將に日を期して上京せんとす。是より先き、家臣田中玄清、野村直臣をして上京せしむ。外島義直、此木太一郎、大庭恭平、柿澤重任、宗像靖共も亦已に在京せり。此時京師は攘夷派の根據として、脱藩浪士益集り、皆意氣軒昂、言行過激ならざるなし。即ち義直、太一郎等、之等の諸浪士と交り、時勢を觀察し、事情の要領を得て、以て容保公が登京の地をなすとを謀れり。

容保公諸  
臣をして  
京師の事  
情を觀察  
せしむ

容保公勅  
使三條卿  
のため周  
旋す

時に三條實美、姉小路公知の兩卿、直臣等を召して曰く、曩きに勅使大原重徳江戸に下るや、幕府の禮備はらず、然るに我東下も亦近きに在り、若し曩時の如きとあらば、人心の向背に關するものあらん、故に汝等先づ江戸に至り、之を周旋せよ。汝か主の入京、我亦周旋せん、と直臣等之を諾し、且つ三港を存する云々の建言書を實美卿に呈す。實美卿曰く、諸浪士の論過激に失し、幕吏の議寛に過ぐ。今此書を見るに、中正にして事實に施すべし、と大に之を嘉賞し、急に直臣太一郎を東下せしめ、容保公に内命を賜はり、勅使を接待するの禮を改め、議せしむ。公ために其發軔を延期す。此時御所より御内沙汰之趣左の如し、

十月十二日

此度勅使下向ニ付而ハ、敢慮貫徹候様肥後守備、於關東抽丹賊、周旋有之候様、衆々御沙汰モ發爲在候、然處近々發途之趣相聞候、自然出發ニ相成候共、歸府被致

何レモ盡力有之候様、更ニ御沙汰被爲在候間、此旨内々急ニ申入候也。

之に依り、公幕府に建議して曰く、曩きに幕府の天使を待つ、其禮簡慢なり、今は朝廷を尊び、名義を明にする時なり、願くは舊格を改め、禮待を厚ふせられん事を、と此月、容保公藩相をして、藩士に左の事を諭さしむ。

容保公臣  
下を諭す

今般御守護職被爲、衆仰候に付ては、彼地へ罷越候儀は、勿論此機に乗し、他へ對し、驕輕ク間敷、昧有之候ては、決して不相濟儀に付飽迄謹慎を、不加候ては、不相成時節に候間、輕々之者共は、頭之手元に於て、深切に及敷諭候様被仰出候。

不遠御發駕可被遊哉之處、御道中は、會津表御上下之節、通り御供之面々、輕重共に、綿服着用致、彼地着履は、御門内外、他所應接共に、御家法通り、會津表同様、相心得決て、御制度に不越様、乾度可心掛、且、又今般之御儀、自餘壹通り之御用柄に無之、斯る時勢の儀に、候間、無申迄、面々乾度覺悟し、御家風相嗜候儀は、勿論譬へ着服等、何如様見苦敷候、共有來りの品、相用ひ、武器類は、特に輕々の者迄、大小刀、杯

は、著敷御家臣と相見候程に、致し、何れに於ても、不慮成儀有之共、不厭様、虚飾と去り、實用を心懸け、一統綺羅ク間敷、儀不致様被仰聞候事。

此度御守護職被爲、衆仰御上京被遊候に付ては、永々御留守中之事にて、諸事萬端深く御配慮被爲、在候段、御家中輕重之諸士を始め、町々在郷に至る迄、一同近來被仰出候御主意は、堅く之を奉戴し、決して不法成儀無之様、諸事相慎申迄も、無之御家政不行届候得者、自然御公務筋へも相嚮き被成候條、面々持前之職、相守り御安堵に歸し候様、頭立候面々部下の者共へ、深切に可及敷諭就中、上御家敷之儀は、御廓内之儀に候間、火事之要心、別而嚴重に可申付旨被仰出候事。

御供にて、京都表へ相詣候面々は、別而相慎み、舉て一和致し、武道專一に相嗜み、天下之御爲に相成候様、厚く心懸け候儀は、勿論萬一武勇を張らん、逆疎暴、威勝に過ぎ、手荒之振舞等有之候而者、御守護職御勤務被遊候、障害に相成候儀に付、此段厚く相心得、總而兼ての御家風、律義に相守り、誠實を主とし、強氣沉勇を基に、致し相勤候儀、肝要に候段、吳々も可申付旨被仰出候事。

勅使東下

十一月、勅使東下す、將軍總裁職、松平慶永をして、郊迎せしむ、其入

城するに及び、大將軍親ら出て、之を正寢に延き、始終の禮待大に前に異なり、敕書の要旨左の如し、

攘夷之儀、先年來之敷慮之旨、方今更に御變動不爲在候、於柳營も追々變革新政を施行し、敕旨を尊奉相成候段、不斜敷慮被爲在候、然處當時天下之人民攘夷一定も無之候而者、人心一致にも難至且國亂之程も如何と被爲慮敷慮候間、必於柳營彌攘夷一決有之速かに諸大名へ布告有之候様、被思食候尤策畧之次第は、武將之職掌に候間、早速被盡業議候而、至當之公論決定有之醜夷拒絶之期限をも被議定奏聞候様、御沙汰之事

容保公入京

(九) 容保公京師に入る

十二月七日、勅使江戸を發す、九日、容保公も亦途に上り、二十四日、京都に入る、直に關白近衛忠熙公に就て、天機を候し、而して後、黒谷金戒光明寺に館せり、其東海道通行の時は、各所の諸侯、皆款待し、中には徳川三家に準じて優遇せり、廿六日、近衛公、廿八日、鷹司

容保公參内御衣を賜ふ

徳川慶喜公入京を謀る

公來訪し、皆京師の治安を議し、深更に至りて辭し去りぬ、同三年正月二日、容保公、參内、新年を拜賀す、孝明天皇之を小御所に召し見て、御盃及び御衣を賜ひ、更に傳議兩奏を以て、詔して曰く、先きに幕府をして、天使を待つ、の禮を盡し、以て君臣の分を明にせしめたるを嘉し、特に純緋の衣を下賜す、宜しく戰袍或は直垂に作るべしと、

此日、後見職徳川慶喜公、入京す、慶喜公は、他日大將軍、和宮の降嫁を謝し、公武合躰の實効を顯はさん、がため入京せん時、必ず親しく攘夷の勅を賜はるべしと雖も、其の攘夷の舉、速に決行し難きを以て、緩急宜きに隨て、實行すべきことを、朝廷より將軍に委任あらんとを謀らんが爲なり、是より先き、朝廷、毛利慶親に内命を下し、上京して親議沸騰の今日、外藩の身を以て、直に朝廷に上奏し、各藩も之に効ふとありては、天下の亂階ともなるべければ、先づ將軍自ら諸侯を率ゐて上洛し、衆議を盡して、天裁を仰がるを得難なりと、進白す、而して幕府は、其上洛近代の出格にして、且つ用度巨万、俄に實行し難しとせしが、勅使大原、島津侯の東下せるを以て、急に將軍上洛を決

我公近畿の諸侯を指揮す

す然れども幕府は之が爲、公武合幹の成るは俾ふ所なるも、朝廷より攘夷の急施を迫られんは甚た憂ふる所なり之を以て慶喜公の上洛ありたるなり、

(十) 容保公の政畧

十五日、幕府近畿の諸侯に令して曰く、非常事變の時は、守護職の指揮を受け、應援盡力すべし、と因て我藩其方法を議す、櫻田坂下の事變、先きに浪士等櫻田に井伊、殺伐の端を開きし以來、殺戮相繼ぎ、而して其首級を梟して、之が罪名を録し、或は官吏を誹謗して、國賊亂臣と稱へ書して、以て所々に貼し、或は富豪の金穀を強請して、己が運動の費となす等、浪士激徒の暴行至らざるなく、官廳既に其威を失ひ、之を追捕制御する能はず、都下恟然、士民皆安んずるを得ざりき、容保公赴任以來、日猶淺きも、皆自ら引て己の及ばざる所となし、幕政の積弊を一新し、正を擢き、姦を懲し、衆を容るるを以て旨とせり、嘗て激徒にして幽閉せられし、與力平塚瓢齋、草間烈五郎、諫川健次郎、北尾平次等を擧げ用ゐ、更に諸有志の幽

我公激徒の幽閉を

容保公言路を開かんとを議す

浪士の論議朝廷を動搖す

閉を解きたり、時に外には新任市尹永井尙志敏にして周到に、瀧川播磨は正實にして剛毅に、各其人を得、内には重臣横山常德等、匡救將順、大に公の職任を助けぬ、次で容保公謂らく、弊政の改らず、有志の激發するは、言路の壅塞せるを以てなり、と有志をして、各其持論所思を陳述せしめんと欲し、其事を近衛忠愨公に告げ、又之を徳川慶喜公に謀る、慶喜公、浪士の抗言跋扈を醸し、更に煩擾を生ぜんことを憂ひて之を可かず、

當時、朝廷の國事掛等は、好んで浪士の言を用ひたるを以て、彼等が一夕の談論、明日忽ち詔勅となるものあり、縦へ其出所疑ふべし、と雖も、一旦勅命とあれば、謹承遵守せざるを得ず、之れを以て、島津久光、屢々、朝廷が激徒の論議に動搖するの國家に不利なるを奏上せしかども、遂に其効なかりき、故薩摩侯島津齊彬は明

王の名高き人なりしが曾て幕府が條約の勅許を奏上せし時過激の公卿等が攘夷の説を唱ふるを歎息し左の如き書を幕吏に贈られたることあり之を見ば久光が開國派を助け公武合躰に盡したるも齊彬の遺旨に因りたることを知るべし

此節承り候へは再度御三家始め諸大名存慮言上に及ふべく其上勅答仰出さるへき段三月廿日備中田閣老へ御達に相成候由左候へは御不承知と奉伺候外國の事情も不存時と位を不辨神州御耻辱と一國に相考必勝の見据も無之色々申立候もの又は浪人とも立身の爲口に任せ申立候事を御取用相成候ては誠可嘆事と存候公家の面々如何ほど議論被申候とも現事に臨み候は血氣無謀の而々競立可申候へとも一兩度手強き目に逢候は第一和親と申立候は必定其上の和親にては猶更御國威も相立兼御耻辱彌増可申と實に心配に存申候御尋も御坐候は十分存可申上と心得罷在候云々

朝廷攝海外船渡來の風説盛にして而して京都の防禦なきを患ふること久し容保公乃ち家臣田中玄清野村直臣等をして神崎

容保公攝泉の海岸を警備す

容保公家臣をして將軍の上洛を促す

浪士の横行

淀の兩河及び攝泉の海岸を巡回測量せしめ以て防禦の策を建つ初め朝廷公の未だ入京せざりし時田中玄清等に命じて其海防の議を獻ぜしめ原隼太等を遣はして巡視せしめられしとあり是に於て八幡山崎に關を設け天保山に砲臺を築けり  
昨年幕府大將軍の上洛と決するや容保公に謂て曰く大樹の上洛翌早春にあれば其事を上奏し公武間に周旋すべしと然るに此時に至りて未だ大將軍の發軔なく朝廷の縉紳有志之を誹議せざるなきを以て容保公將軍の信を朝廷に失はんとを憂ひ正月二十八日家臣丹羽勘解由外島義直を江戸に遣はし其上洛を促す此日粟田青蓮院宮朝彥親王還俗して中川の宮と稱せり宮は國家多難なるを憂ひたりしが是より國事に盡せり是より先き過激の攘夷派浪士市中の各所に左の如き文を貼付し今又池田大學加川一馬鑿等を暗殺して左の如き張紙をなせり

宇和島老職儀成八年八月以來幽閉の處、格別の蒙朝恩再出に相成、屹度國家の御爲御報恩をも可仕筈、有志の者誰も目を引相待候處、登京の後以の外因循偷安の說を唱へ第一朝命を違背し就ては有志の列國を離間し、天下大亂の基を引起し候段、言語に絶し不届の至、早々改心いたし罪を謝し不申候は、旅館へ討入り攘夷の血祭可致者也。

亥正月

浪士中

元鳥丸上長者町上ル西側

池田大學

右は從來高貴の御方にて乍蒙恩顧年戊午の頃は正義の士に随ひ種々致周旋居候處遂に致反覆奸吏に相通し諸藩誠忠の士を斃し、苟も自分に招く罪惡不可容天地、仍之加誅戮令梟首

但右の者は當時大坂に住居なれば、難波橋詰に首を肆す者なり

下立賣千本東へ入町

加川一馬

罪科

一、獻毒の事

一、敵山僧咒咀の事

一、若州引留に付三浦七之助藤田權平示談の事

一、兩嶺の事

一、島田の事

一、老婆近浦の事

一、岡本肥後守の事

一、手先文吉の事

右加川一馬罪狀は總て文吉白狀携門發口の事

一、與力加納繁三郎渡部金三郎と始より申合の事

一、正月十五日前兩嶺三奸再出の内願差出候處御下げに相成候事

一、十二月二十九日の夜大炊御門殿千草殿同道にて女の宅へ參候事

右に付加誅戮者也

一、此家の下女共儀其節以死主人へ在宅を憑候段感心の至に候

一、小兒尙志操也

右に付一町内へ入用一切憑申間敷者也

但首は

一橋中納言殿へ持參

(但東本願寺旅宿)

浪士は國家の賊徒たること

腕一本宛  
耳一つ宛

岩倉殿千倉殿へ持參  
中山殿正親町三條殿へ持參

斯の如きと屢々なり古來暗殺刺客の事行はれざるにあらざれども未だ此時より甚たしきはなし其浪士は多く薩長藩にして猥りに朝紳を煽動し攘夷の説を主張せしめ之に反對せるものを直に國賊となし暴言亂行國家の騷擾を顧みざりき何ぞ之を直正の愛國家と云ふを得ん帝に其開國の大勢を妨害せるのみならず客氣に乗じ無謀の攘夷を實行して國家に大艱を遺すを思はず遂に朝廷を誘ひ尊王の大義に假り以て其目的を貫かんと欲せり何ぞ之を正義の士と云ふを得ん且つ彼等は徳川政府の元氣漸く衰へたるを好機となし關ヶ原以來の積憤を洩し之を轉覆して已れ取て代らんと野心を蓄ふ徳川氏に抗して勝たば我藩主をして天下を掌握せしめ事成らざるも勤王の先

輩として他日天下に誇るを得んとは即ち薩長浪士の宿論なり浪士が政府の元氣なきを憤るは可なり朝廷の式微を慨するは大に可なり然れども無謀の攘夷を以て政府に迫り朝廷と國家に汲々たる徳川氏を倒して已れ朝廷を左右し以て天下に號令せんと欲する野心あるに至りては暴を以て暴に易ふものにして卑劣の舉動なりと云はざるを得ず或は彼は徳川氏に抗せるは封建制度を破壊して皇威を天下に張らんがためなりと言はんか然り彼は朝廷に依頼して天下を制せんとするからには皇威の隆盛を望まざるにあらざるべし然れども封建制度廢し王政復古するは天下の大勢國家の自然の理なれば彼が討幕の旗を翻すを要せずして世界の事情に通じ本邦の國體を覺りたる徳川氏自ら皇室の振興を謀り以て此大勢に従ひ唯一の國體を萬國に發輝すべきは論なかりしなり然るに後年彼等が志を得



容保公言路を開く

たる明治時代に至り、史家が往々彼等を勤王愛國家と稱賛し、尊王正義の士と賞譽せるは、暗々に國事犯罪の暴舉を懲慝したるの跡なしとせず、之を以て明治時代の壯士輩が、猥りに政府の欠點を探り、高言放論、陰に陽に政府の顛覆を謀りて、快となすは、皆以て、尊攘派が、其行跡を示したるに因らずんばあらず、

二月、公書を慶喜公に贈り、又言路を開くの令を發布せんとを促して曰く、近時浪士等、暴行甚しく、池田大學を大阪に暗殺して、其一耳を正親町三條邸に、一耳を中山邸に投じ、又賀川肇を要撃して、其兩手を千種岩倉邸に、首級を貴館に投ぜり、輦下の治らざる此の如く、守護職の曠廢するも亦甚しく、自ら慚愧に堪へず、之れ蓋し言路壅塞、下情の通ぜざるを以てなり、と慶喜公之を可とせり、容保公乃ち令して曰く、凡そ事の國家に係るもの、内外大小を問はず、執事に因て之を白せ、其忌憚する事は、封呈するも可なり、

浪士狂暴高臺寺を焼く

或は親ら之を聽かん、と是より、後浪士轟武兵衛、中島永吉、藤本津之助等、往々來接面陳せり、又公諸臣をして之等の浪士と來往交際せしめて、其所懷を盡さしむ、又關白鷹司輔熙公に因て、建白して曰く、近日浪士の暴行は、之れ國家を憂ふる憤悶の餘に出ると雖ども、天威を輕蔑し、輦下を憚らず、臣甚だ之を憂ふ、然るに其之を致すは、上下の隔絶するより基因せるを以て、已に言路を開く事を令せり、猶不法の事を爲すものあらば、本職之を制せん、願くは廟堂名分を正すの際に當り、匿名の投書、激徒の言行を以て、動搖するなからんとを、と輔熙公、喜び之を奏しぬ、我公至誠、下情上達を謀り、浪士の不平を解き、幕政を革め、以て公武を調和し、國威の宣揚を望む、然れども、浪士等、猶跋扈し、松平慶永が開港を唱ふるを以て、目して朝敵となし、其館せんとする處の高臺寺を、焼くが如き、狂暴至らざるなし、遂には職掌を勵行して、京師の人心を

鎮めたる我公をまで、悪みて殺さんと謀り、他日變詐百出、權畧万轉、却て我公をして、朝敵の名を蒙らしむるに至らんとは、嗟平松慶永が臣に橋本左内と云ふものあり、開國の遠圖を抱き、水戸薩長等の志士と交り、慶永を輔けて幕府の政務改革に盡瘁し、上は尊王の實を擧げ、下は國民の興望に副はしめんとせしが、彼常に一橋公の儲君派なるを以て、井伊大老のため、斷頭場裡の客となり、天下の志士をして甚だ之を惜ましめたり、而して慶永左内が遺策に依り、字内の形勢を洞察し、萬國交通せざるべからざるを論じ、終始變せず、尊王開國の必經給をめぐらせり、當時公武和せず、武備完からず、人心定まらざるを慨し、攘夷の必ずなすべからざるを説くものは、即ち慶永伊達宗城、山内豊信の諸侯及び我公なりき

(十一) 攘夷派の勢力

容保公、嘗て三港を存するの議を建てしが、幕吏は之を固陋なりと云ひしも、三條實美卿は之を實地に行ふべしと云ひたるとあるを以て、野村直臣等をして、就て其方畧を問はしむ、實美卿曰く、方今人心切迫、前日に異り、故に一意拒絶に非れば不可なり、と當時攘夷派浪士、益々朝紳の間に跋扈して、其勢力甚た隆なるを知

容保公の  
開港論朝  
幕に容れ  
られず

攘夷の期  
日を定む

るべし、容保公、即ち之を聞て、憮然たり、時に、久阪玄瑞、寺島忠三郎、轟武兵衛の三士、鷹司關白の邸に至り、將軍の入洛に先ちて、攘夷の期限を決定すべしと要せり、關白、大に驚き、面會を拒む、三士更に肯んせず、今日奏聞なくば死すとも退かず、と逼りしかば、關白、遂に其請を諾せり、次て當時過激の聞ありし、正親町大納言實德、橋本宰相中將實麗、三條西中納言季知、豊岡大藏卿隨資、花園中將公總、滋野井中將實在、正親町少將公董、姉小路少將公知、壬生修理權太夫基修、錦小路少將頼德、清岡少將長説、四條少將隆調、澤主水宣嘉の十三卿も、亦關白に其期限を逼る、關白止むを得ず、深夜參内、奏聞して、其の勅許を得たり、是に於て、三條實美、野宮定功、河野公誠、橋本實麗、豊岡隨資、滋野井實在、正親町公董、姉小路公知の八卿、慶喜公が旅館に赴き、攘夷の期限を定めんと、議論極めて激切なり、慶喜公、飛騎を以て、急に容保公

を招く時に二月十一日夜四時過ぐる頃なり、公至れば已に慶永、豊信の兩侯も亦召されて座に在り、反覆論難、遂に大將軍上洛の日より滞留十日、歸路廿日合せて一ヶ月の後を以て、拒絶の義を外國に傳ふべしと決せり、

容保公等浪士の處分を議す

十五日、徳川慶喜公、容保公、及松平慶永、伊達宗城、山内豊信等の諸侯二條城に會して浪士の處置を議す、慶喜公等謂らく、脱籍之徒國を憂ふるの餘、君親を棄て、國家に周旋するものなるを以て、之を賞譽し以て其暴行を止めんと、容保公曰く、浪士の患其來る久し、宜しく之を罰すべきものなり、然るに彼等が激動は、多く戊午以來の弊政、黜陟當を失するの致す處なるを以て、其舊弊未だ除かず、政基未だ立ず、徒に之を賞罰せば、却て彼等が笑侮を來さん、姑く之を包容するに如かず、と已にして慶喜公、久坂玄瑞、轟武兵衛、寺島忠三郎等、關白輔瀨公に迫ると聞くに及び、乃ち曰、彼等を

容保公浪士を論す

除き去るに非ざれば不可なり、と慶永も亦大に怒り、浪士數十人の名を記して、必ず之を追捕せしめんとす、容保公固く前議を執り、之を包容せんとす、獨り山内豊信、容保公の議に同ふす、反復論議稍久くして、遂に容保公が守護の任に係るを以て、皆其言に隨ふ、次て容保公、中島永吉を召ひ、懇切に之を諭して曰く、余等戊午以來の弊政を改め、之を一新せんと力めたり、然るに事次序あり、浪士等之を待つ能はざるは、何の意なるや、卿等能く之を周旋せよ、と永吉感戴、戊午以來奸匿の姓名、及其處爲を録して之を出す、之れ頗る下手の一助となる、容保公愈々浪士輩を包容し、漸次之を規矩に容れんとす、

十六日、坊城、野宮兩傳奏より、書を以て、暴行の浪士を糾索し、嚴刑に處すべきを命ぜらる、容保公、乃ち輔瀨卿に至り、固く前議を説きて容れらる、

在京の諸侯に勅旨を下さる

十八日、朝廷、在京の諸侯を召し、攘夷の決議を布告し、勅書二通を下し賜ふ、其一に曰く、『醜夷猖獗皇國を覬覦す、万一國脉を汚す如きあらば速に掃攘せよ』其二に曰く、『攘夷期限一定するに於ては、國人民戮力以て誠忠を勵むべし、先年以來有志の輩周旋するもの叡感斜ならず、依て言語を洞開し、草莽微賤と雖も、學習院に於て執事に上言すべし』と此時より朝廷、浪士の學習院に來りて、抗言亂行混雜を招かんとを慮り、容保公に命じて、日々士卒三十人を以て同所を警衛せしむ次て、公は大將軍入京近きにあるを以て、屢々、慶喜公、慶永、豐信等と、二條城に會し、或は夜中、親王、攝家を叩き、東奔西走、席暖なるの暇なく、百方幹旋以て調和實効を奏せんとす、一日、容保公、慶喜公、及び慶永、豐信兩侯と共に、近衛忠熙、鷹司輔熙の兩公に就て曰く、將軍舊政を革め、叡慮を奉せば、御委任故の如くならんとを要す、然らざれば諸侯を統率し、大政を行ひ難から

容保公武の調和に奔走す

んと二公皆以て然りとす、又之を朝彦親王に説く、親王亦之を可とす、

容保公家臣を數隊に分ち市中を巡邏せしむ

當時、洛中猶暗殺劫掠已まざるを以て、人心恟々、各衢寂寞、殊に商人の每宵街頭露店を張りたるもの亦徹して出でず、是に於て、容保公士卒を數隊に分ち、終夜巡邏せしめて曰く、何人なりども暴行するものあらば、之を追捕し、若し抗敵する者は、之を斬れ、どより、又商人露店を張る、然れども浪士等猶全く跡を絶ちたるにあらず、夜密かに野宮定功、四條隆誥の諸卿に至り、要請する所あり、又足利氏三世の木像の首を斬り、之れを三條磧に梟して、其罪惡を録し、而して當時の執政に比擬せるあり、容保公之を聞きて曰く、今日浪士を寛大に遇する所以のものは、其王室を尊び、名分を明かにせんと欲してなり、然るに彼等陽に尊王の大義に托し、陰に私意を挾んで横行し、以て國勢の如何を慮らず、國家の前途を顧

浪士等足利三世の木像の首を斬る

容保公過浪士を追捕す

みず猥りに無責任の地位にありて攘夷を急施速行せんと因循なる朝紳を煽動し無智なる士民を誘惑し其處爲の殘逆なる墓を發き尸を鞭つに均し足利氏に於ては議論の免かれざる固よりなりと雖ども其官位人臣を極むるは同じく朝廷の賜ふ所なり而して方今言語洞開の際に當りて更に建言する所なく當世を誹謗し諸人を誑惑し天威を蔑し國憲を犯し輦轂の下に此狂暴をなす亦假すべからずと之を追捕して十餘名を獲たり乃ち之を上奏す又奉行をして洛の内外に布令して曰く彼の浪士の如く名義を假り血氣に勇み狂亂暴橫朝廷の官位を侮蔑するものは其罪輕しとせず其精忠正議眞に國を憂ひ尊攘を志すものは朝廷幕府の好みする處なり愈勉勵して疑ふと勿れと我公先きに名分を尊び浪士を寛待せしが猶跋扈甚しきに至り初めて威嚴を以て之を遇せり是に於て彼等其威に畏れて屈伏すと雖

將軍上洛す

(十二) 公武の協和

ども遂に先きの寛待を恩とせず今は却て怨とせり、大將軍家茂公には二月十三日江戸を發し隨從は老中板倉周防守勝靜水野和泉守忠清稻葉兵部少輔正己田沼玄蕃意尊其他諸侯等にして三月四日入京せしかば容保公重臣をして之を郊迎せしむ大將軍二條城に館す公乃ち就て之を候す五日慶喜公大將軍の後見職たるの故を以て參内して其入京を奏せしかば詔あり曰く大將軍職故の如く凡てを委任す更に攘夷を精勵すべしと慶喜公拜謝して退けり、七日大將軍參内す容保公忌服あるを以て扈從するを得ず此時朝廷總裁職松平慶永に命じ守護職捕ふる所の浪士を速に放免せしむ慶永可かず其追捕に盡力せし我藩士之を聞き皆喜はずして曰く朝廷の朝令暮改は甚た慨歎に堪へず而して彼を正當

朝議捕縛浪士を免せんを我藩士之を論ず

どして免せば之を捕ふるもの不正なるが如し其正不正の所以  
 辨明せされば吾等職を盡す能はず柴太一郎河原善左衛門秋月  
 胤永廣澤安任仲津庄之助等十餘人禮服を着け傳奏野宮卿を叩  
 きて之を論じ學習院に至り諸卿に面して之を辨ず容保公前日  
 より二條城に在りしが始めて之を聞きて驚き急に外島義直を  
 遣はして其家臣を諭し諸卿に其疎暴を謝せしむ

加茂行幸

十一日天皇容保公及所司代に九門の守衛を命じて加茂に幸し  
 親しく攘夷を祈らせらる大將軍扈從せり先きに天皇公武和協  
 し緩急に依て攘夷を實行すべきとを大將軍に委任せらるゝの  
 御心殊に深しと雖ども滿廷過激攘夷派跋扈し以て御意の如く  
 ならざりしが此行幸の時に於て殊に大將軍を優遇せられ和協  
 の聖慮言外に見はれたり時に容保公忌服を以て供奉するを得  
 ず秋月胤永大野重英等をして代りて供奉せしめしが此事を聞

き其天恩の忝なきに感喜し國家の爲め公武の和協に叡慮を勞  
 させ玉ふに流涕し曰く公武一致此に定り是より内治外政を刷  
 新すべしと是より先き加茂行幸終らば大將軍直ちに東歸攘夷  
 の談判に取掛らんが爲め滯京十日間なるべしとの朝議なりし  
 が容保公謂らく大將軍數百年の廢典を擧げて上洛し滯在僅に  
 十日未だ和協の實確固ならざるに東歸せば讒者此に顯はれ離  
 間此に行はれ公武の間更に隙を生ずるに至らんと之を徳川慶  
 勝に謀る慶勝乃ち頻りに之が上奏する所ありしを以て此行幸  
 の日天皇詔して尙大將軍をして永く滯京せしめられたり左の  
 如き當時の記録あり

一此度御上洛に付ては主上との御間柄極御一和にて御睦敷已に加茂にて御  
 晝御膳の節將軍様御自身主上の御裾を御直し被遊戯に御親敷彼爲入候も  
 過激の公家方是を妬み彼是と被申立候由片腹いたき事に候

將軍扈從  
の輩東歸  
と思ふ

容保公の  
武和の  
ため將軍  
を京師に  
留めんと  
す

十七日、大將軍已に滯京の命あれども、扈從の輩公武合躰の何事たるを知らず、江戸近傍外船益出沒せると聞き、唯内願の情頻りにして、日夜東歸を勧め、慶喜公も亦東歸に全意するに至れり、容保公、因て東歸の公武合躰に利ならざるを説く、此夜慶喜公、容保公を二條城に召し、勅書を示す、勅書に曰く、英東渡來、關東の事情切迫せるを以て、大樹歸府し、防禦せんとする固より可なりと雖も、京師并に近海の警備亦忽にすべからざれば、大樹は駐りて自ら之を指揮すべし、且外國と戰端を開くに及で、君臣の情相通せざるときは、自ら隙を生ずるに至るべければ、大樹の歸府は叡慮の安んぜざる處なり、關東の如きは宜しく別に人を撰びて任すべしと

是より先き、過激の徒、屢々外夷を傷け、又薩士は、英人を生麥に斬りたるを以て、其處置を幕府に迫れり、此時に當り、攘夷の令已に

下れるを以て、外夷が江戸の沿岸を燒拂ふとの流言遠近に傳はり、市民荷擔奔避、府下一時騷然たり、事京都に聞え、將軍扈從の輩、益東歸の情切なり、且つ將軍上洛後と雖も、攘夷過激派の朝紳、及び浪士等、益々龜暴の言行をなして、幕府を凌犯し、或は幕吏を奸賊と罵りて要撃するあり、或は幕府の用達商人に天誅を加へんと威嚇するあり、或は通行繁き市街に政府誹謗の貼紙あるを以て、旗下の士等、大に憤慨し、將に大將軍に勸めて東下し、大になす所あらんとす、因て、二條城に在りたる我藩士河原善左衛門、騎を飛して黒谷の容保公に之を報ず、容保公、乃ち慶喜公及老中等に、公武協和は徳川氏の大急務にして、今日の好機を棄て、は、又他日に其機を求むるの容易ならざるを説き、更に關白鷹司輔熙公、三條實美卿に説き、以て大將軍を留めんとす、公武の間に處する、我公の苦心察すべきなり、

天皇將軍を信任す

廿二日、朝廷の召に應じ、大將軍家茂公參内せんとす、隨從の旗下の士等、過激攘夷派の朝紳の勢力、甚た熾んにして、大將軍に事あらんとを恐れ、假毒の疑念なり大將軍前に參内して歸城せるとき公武派の諸卿曰へるとあり今日大樹參朝して異變に遇ふとなく其身を全ふして歸るを得たるは國家のため欣賀する所なりと之を停めんとせしが、老中等漸く之を諭し、遂に參内す、慶喜公及び容保公扈從せり、天皇款待、親しく詔して曰く、已に萬事を委任せり、在京して、意の如く、諸侯を指揮せよ、と家茂公感奮、勅旨の忝きを拜し、復、東歸を欲せず、次て徳川慶篤に勅し、大將軍に代りて東下し、國防攘夷の事に任ず、

四月二日、大將軍朝命により參内す、慶喜公及容保公扈從せり、天皇大將軍を小御所に召し、御賜あり、又御學問所に、内宴を設けられ、大將軍及び慶喜公容保公等相侍し、閑談熟話、眷顧益厚し、

(十三) 容保公京都を以て政治上の中心ならしめんとす

八幡行幸

十一日、天皇八幡に行幸し、攘夷を祈らせらる、諸侯扈從し奉れり、(此行幸、天皇の欲し玉ふ所にあらず、朝彦親王も亦之を止んとを欲すと云ふ)大將軍病に臥し、容保公忌服を以て供奉するを得ず、重臣横山常德に命し、供幸警衛せしむ、時に流言あり、中山忠光、過激派と交り、脱走して、毛利眞齋と稱し、天皇大將軍を待つ、甚た隆渥なるを嫉み、浮浪の徒を糾合し、不軌を謀り、天皇を途に要すと當時の記録あり左の如し、

一八幡行幸の儀、主上御進み不被爲有殊に、此節少々御不例の處、長州始め過激の公家方に被追無據行幸被遊中、將樣には御服中にて供奉御斷還幸の節は御參内被遊候處、紫宸殿にて御風輦の儀、御水被召上候に付、御式にても有之もの歟と思召候處、必竟御氣分御宜敷不被遊處より被召上候哉の由

江戸の留守將軍の留す東歸を促す

十八日、英佛の軍艦、攝海に來寇するの風説囂しく、而して其防備未だ整はざるを以て、大將軍乃ち請ふて攝河紀播淡の河岸を巡



慶喜公東下攘夷の件を決せん

島津侯公武和協の法廷を建白す

視し之が備を經劃す時に江戸の留守徳川茂徳老中井上正直と謀り書を送りて大將軍の東下を促かす扈從の輩朝幕の關係を知らず時勢の如何を察せず再ひ東歸を唱へ二條城中湧くが如し我公是に於て慨歎に堪へざりき

廿二日慶喜公又將に東下し攘夷の件を處理せんとす容保公之を留めて曰く激派猶勢力猖獗而して大將軍年少或は不測の患を生ぜん後見職左右を離るべからず且攘夷の事水戸家已に之に任ず今又東下せば事二岐に出で相互の利ならずと然るに又水戸の臣武田耕雲齋等攘夷の事至大至難水戸一藩の堪ふる所にあらずとなす慶喜公遂に意を決し大將軍の扶助を徳川慶勝に托して歸府す而して横濱長崎箱館三港の拒絕を五月十日と期限を定められたり

是より先き三月島津久光朝命を奉して上京し左の建議をなし

て公武の和協を謀らんとせり

- 一 攘夷の御決議輕卒の儀然る可からざる事
- 一 後見職總裁を奴僕の如くに御對遇あつて浮浪藩士の暴説を信せらるは尤も然る可からず且つ御膝下に於て法外の儀有之候を其儘に召置かれ候儀は朝憲幕令も行はれざる姿にて只に亂世の基と歎息に堪へず候事
- 一 古に付暴説を信用の堂上方は速に御退け浮浪藩士の暴説家は幕府より處置可有之事
- 一 宮(中川宮)前(初彦親王)開白(近衛殿)中山正親町三條等は以前の如く御委任等之事
- 一 大原御宥免之事(大原は此時管に過て監居中なり)
- 一 天下の大政は征夷大將軍御委任之事
- 一 長州父子の所存を後見より質問あるべき事(長州毛利氏の臣下多く毛利氏を却て之の主働たるのみならず)
- 一 御親兵一條之事
- 一 無用の諸大名藩士等は都て歸國すべき事
- 一 主命の外は藩士へ御面會無用之事浮浪へは尤も不可然事
- 一 主家亡命の者を御信用は不可然等之事

一英國一條諸外國一條、  
 一神宮御守衛として親王方を差遣され候儀は尤も不可然事、是は其の近國の  
 大名へ命ぜられて至當の事、  
 一浮浪藩士の心底を能々御勘辨有之度事、

島津山内  
 松平毛利  
 伊達諸  
 侯公武合  
 膝の難事  
 なるを以  
 て國に就

然るに之を實行せらるべくも見えざれば、滯在三日にして歸國せり、四月、總裁職松平慶永は、朝廷より、英船渡來、風雲甚だ切迫せるに依り、後見總裁兩職に於て歸府し、防禦に従ふべく、大樹は公武一和、人心歸向の處置をなし、然る後に歸府すべし、と勅命ありしを以て、一時之を奉じたりと雖とも、固より攘夷の無謀にして、其爲す能はざるを、知り、職に居て、其危急を見るに堪ず、病と稱して出でず、終に辭表を奉り、許可を待たずして、國に就けり、山内豐信、伊達宗城の兩侯も亦攘夷黨の跋扈甚しきにより如何ともなす能はず、皆國に就きたり、次て毛利慶親亦將に國に歸らんとす、

我公留りて共に力を戮さんとを勸む、慶親其臣佐々木男也を遣はし、藩事の急なるを以て之を辭せしむ、而して一橋慶喜公亦已に東下して在らず、嗚呼、此國家多事の時に當り、時勢日に非に赴くを見て、皆此要地を顧みず、飄然故山に隱る、獨り我が公、朝暮に周旋し、鎮撫に奔走し、上を尊ひ、下を諭し、毅然として此洪瀾怒濤の渦中に立ち、熱血を注ぎ、肝膽を碎き、皇室の尊榮を謀り、國威の發揚を策し、孤島陋守の弊を除き、人民塗炭の苦を救はんとす、誰か之を至忠至誠ならずと云はんや、恰も大坂落城前の片桐且元か、豐徳兩間に於ける地位境遇の如し、又他日一方の反間に陥り、其苦心經營も、積年の孤忠も、共に水泡に歸せるは、古今一軌、共に嗟歎に堪へざる所なり、  
 此月廿九日、幕府容保公が國費多端の故を以て、特旨金貳万兩を貸す、

攘夷談判  
決せず慶  
喜職を辭  
す

五月十一日、大將軍大阪より歸京し、十八日、慶勝を從へて參内し、攝河巡視を復命せり、朝廷時に三港拒絶の報なきを詰る、慶勝謝して曰く、急使を關東に遣はし、談判を督促し、尙決せざるときは大將軍東下、其處置をなさん、是より先き、慶喜公、大將軍に代はりて江戸に歸り、各國公使を濱御殿に招き、老中より拒絶の談判に及びたるに、各國公使は更に取り合はざりしを以て、復如何ともすると能はず、慶喜公遂に上表、其職を辭しぬ、

老中小笠  
原長行入  
京攘夷派  
を斥けん  
とす

六月、老中小笠原長行先きに三港拒絶の任務を帯びて東下せしが、其事世界の、大勢に照して、遂になすべからざるを知り、且天下の危急甚だ迫りたるを以て、外夷の事情拒絶の經歷等を、大將軍に上陳し、朝廷に請ふて、局面を變ぜしめんと決心し、井上信濃守、向山榮五郎、水野痴雲等、直に國家の前途を憂ふる所の開國派を率ひ入京せんとす、京師の攘夷派之を聞き、長行の東上を關白に

容保公將  
軍の東下  
を諫む

告げて、之を專權暴横なりとす、二日、朝廷命して容保公を召さる、公乃ち參内す、傳議兩奏命を傳へて曰く、老中小笠原長行、死を決し兵を率ゐて京師に入らんとす、宜しく兵を出して之を途に要すべし、と容保公曰く、長行を停むるは兵力を煩さず、一价使にして足る、彼敢て命に逆ふ者に非ざれども、若し不慮のとあらば、臣が兵のあるあり、幸に聖慮を勞すると勿れ、と既に、して長行、大坂に至り、將に入京せんとす、容保公乃ち小野權之丞、秋月胤永等を遣はし、之を停めしむ、大將軍又書を裁して長行に與へ、命を待たしむ、

三日、大將軍參内、先つ大坂に下り、長行を處置して歸奏し、然る後東下せんと請ふ、朝廷之を允許す、容保公乃ち東下の非を諫争す、八日、大將軍京を發す、容保公謂らく、大將軍大坂より直に東歸せば、天皇乃ち叔慮を勞させ玉はん、

先きに天皇御内書を近衛忠熙に賜ひ將軍  
滯京し尾藤の諸藩と共に公武の和協をは

將軍東歸す

過かるべき事を望ませ玉ふ而してと憂慮措かず乃ち小野權之丞松坂三内を大坂に下し其の至情を陳せしむ時に外國奉行柴田日向守江戸より大坂に來り外交切迫英國爲めに兵端を開かんとするの状を啓す是に於て大將軍長行を處置するに違あらず後事を我が公及び慶勝に托し船を繼して將に東歸せんとす二臣之を開き疾く其船に至り其急に東下するの不可を陳す老中板倉勝靜已むを得ざるの情を書して之に附す十四日容保公長行か辨解せるの書及び勝靜等の書を上りて朝廷に奏せり

十六日大將軍江戸に歸城し外交拒絕を議したるも群議紛々空しく時日を費し其實効を見る能はざりき次て慶勝將に京師を去らんとす容保公老中に謂て曰く大阪の守衛は堅くせざるべからず且大藩を以て任ずべきの朝命あり宜しく慶勝をして留鎮せしむべしと幕府乃ち此任を慶勝に命ず慶勝從はずして去

長州藩攘夷を決行す

る是に於て守護職孤立せり先きに大將軍東下の時未決の殘務を容保公に托せしを以て此時公其一なる御所入費を増すとを諸有司と議して十五万俵を増額す次て重臣田中玄清を關東に下し左の四件を請ふ

- 一、徳川慶勝を以て將軍目代となし京師に留むると
- 二、所司代以下地着官吏の賞罰を委任せられ緩急あらば大阪城代奈良伏見奉行等を守護職の指揮に従はしむべきと
- 三、附屬の高家目付奥右筆與力同心等を置くと
- 四、朝命の下る處は多費と雖ども便宜之を決すると

幕議將軍目代は慶勝之を辭し朝廷の費用は豫算なきを以て此二件を許さず餘は其請を許せり

(十四) 孝明天皇容保公を信任す

當時長州は朝廷已に鎖國と定め玉ひたる以上は斷然攘夷の舉

を行ふべしとなし、外船の馬關海峡を通行するを窺ひ、屢々砲撃し、且幕府が之を止めんとして遣したる使者を殺し、其船を奪ひ兇暴至らざるなし、而して、又京師に於ては、將軍及び幕府要職、皆東歸し、猶鎖國の期限を過ぎて、其實行し能はざるを憤慨するの浪士、益々各所に潜伏し、幕府を倒し、朝廷を奉じて、攘夷を斷行せんと欲せり、而して幕府は之を知らざるものゝ如く、更に京師に重きを置かず、

攘夷派の朝神事にて我を東下せしめんとす

廿五日、容保公、命により參内すれば、東下すべきの勅書を賜ふ、曰く、大樹東下の後、關東の形勢につき、不安を抱かせ給ふ、宜しく事情を熟察し、速に東下し、朝幕に周旋して、攘夷の叡慮を貫徹せしむべしと、且つ大樹が先きに急遽船に乗して歸府し、攘夷の期限延引せる等、解すべからざるもの一にあらず、之れ嚴料すべき處なれども、深慮重て命せらるゝとあるべし云々の勅書を大將軍

天皇御内下御し、書我公を留め、京師に玉ふ

に賜ひ、公をして之を關東に達せしむ、容保公乃ち上奏して曰く、將軍歸府、日猶淺し、之を謹責せらるゝが如きは、臣の甚た憂ふる所なり、攘夷の如きは、徳川慶篤、徳川慶喜、已に之に任ぜらる、然れども、尙未だ貫徹する能はざるは、是必ず事實なす能はざるものあらん、已むとを得ずんば、臣が前議三港を存すを斟酌して施行せられんを請ふ、臣今守護の職にあり、此地を離るれば、事變計るべからざるものあらん、と又諸臣をして縉紳に詣り、東下すべからざるの意を説かしむ、皆之を納れざるのみならず、憊懇之を下さんとす、

今卿を下向せしむるは、關東の事情を検し、大樹の處置を咎むるに過ぎず、固より攘夷の情は知るを欲す

天皇近衛公に御内書を賜ひ依し玉ふ

れども方今守護を遣はすこと朕が好まざる所なり、然るに當時堂上の風習強硬に主張し之を不可なりとすれども敢て聽従せざるを以て暫其言に任す故に嚴勅の如しと雖ども眞勅に非るなり能く此意を了解し大義を勵むべし然れども此書の事を聞かば蜂起するものあらん秘すべし、

此時又忠熙公に御内書を賜ふ其書の旨に曰く、

今會藩を東下せしめんとする者は勇武の藩なるに固て過激なるもの己等の姦策行はれ難きが故に之を他に移し事に托して守護職を免ぜんとするなり、關白も亦其姦策なるを疑へり然れども朕が尤も會

容保公上奏天恩の渥きを謝す

津律に依頼し事あるに臨て其力を得んと欲する所なれば之を東下せしむるを欲せず已に偽勅甚た行はるゝが故に今後何等の暴勅も下るや測り難からん其眞偽は會津をして能く察識せしめんとを要す、

と是より先き容保公至誠朝廷に盡さんと欲すと雖ども之が先容を爲すものあるにあらず家臣も皆質朴剛訥始めて京地に至るもの多く交際になれず辯説にならはず絶えて諸縉紳に出入し其意を得るものなく更に天皇の深意の在る所を窺ひ測るを得ず日夜憂苦暗中に物を探り警者の杖なきが如くなり此御内書を奉讀するに至り其眷顧の隆渥にして依頼の深厚なるを知り一藩皆感泣報恩を念はざるなし乃ち上奏して曰く臣守護の職を奉ずるや京師を以て墳墓の地と爲んとす以て片時も此

地を離れず報効を謀らんと。

(十五) 容保公至誠公武間に奔走す

七月十二日、關東より、使番牧野綱太郎をして、大將軍の手書、及び慶喜、慶篤兩公の書を齎し、容保公をして之を上奏せしむ。綱太郎其手書の案を公に示す、其書の案に曰く、

方今万國の形勢を熟察するに、苟も輕舉我より事を生ぜば、必勝の算なきのみならず、却て夷狄の術中に陥り、皇國の耻辱を受くるに至らん。願はくは攘夷の期限を委任せられ、内治相整へ、人心一致せるの後に、及び國國の力を以て、彼を掃蕩し、敵慮を貫徹せん。

と容保公請らく、今卒然此書を奉らば、違勅を以て口實となすものありて、是より公武の間、或は隙を生ずるに至らんと。乃ち其書を留め、別に書を裁し、綱太郎に附して東歸せしむ。其書に曰く、

容保公攘夷延期の上奏を不可とす

幕府容保公を攘夷延期の上奏せしむ

攘夷の敵慮始終易らせらるゝとなし、大將軍昨年已に其勅を奉じ、今年又親しく之を奉せらる。故に事極めて重大の件ならずんば、あらず。若し時勢國情果して已むを得ずんば、具さに其事を辨解せざるべからず。方今の形勢果して攘夷尙早なるか、詳かに其理を解説せざるべからず。夷狄の黠智果して皇國の恥辱を招かんか、細かに其義を上陳せざるべからず。而して又如何なる手段を以て内治相整ひ、人心一致せしむべきや、如何なる方零を以て、國國皆掃蕩に従事し、宸衷を安じ奉るべきや、責任を負ふて、其事に關與するもの入京し、正心誠意親しく其經畧を上奏し、以て御下問に隨て、開陳辨折せば、或は徹衷に感動せらるゝ事あらん、或は事跡を覺悟せらるゝ事あらん、或は國政に通曉せらるゝ事あらん、故に宜しく、後見職、大將軍に代り、老中之に附隨して、速に入京せらるべし。今容保御手書を奉らざるは、深く關東の爲めに憂ふるゝとあるを以てなり。且、昨年攘夷事件のため、三條姉小路の二卿を故らに勅使として、關東へ下されたるに、今一介の使番を以て、上奏に及ぶは、恐らくは尊崇の道にあらざるべし。

と家臣野村直臣をして、綱太郎と共に、東下して、其大將軍の手書を留めたるを謝し、且京師の近況を具狀せしむ。此時將軍已に委

容保公練兵敷覽に供す

任の勅を受けたりと雖とも、天下の政直ちに朝廷より出つるもの多く、唯容保公をして、之を幕府に通知せしむるのみ、

(十六) 孝明天皇我藩兵の操練を觀給ふ

十九日、關白鷹司輔瀨公、傳議兩奏、及池田慶德、池田茂政、上杉齊憲、蜂須賀茂韶、阿部正方、山内兵之助等の諸侯を會して曰く、幕府攘夷の勅を奉ずと雖とも、今に至るも行はれず、而して長州既に其端を開き、事兩端に渉るを以て、或は天皇親征の議あり、或は他の方法に據らんとの論あり、宜しく其意見を奉るべし、と慶德等曰く、親征も亦可ならん、然れども、主上を始め公卿、未だ軍裝を着せしとなければ、會津は守護の職に任じて、此に在るを以て、先其軍裝を見、砲聲に慣れ、然る後之を議すべし、と是に於て、容保公に傳奏を以て、廿八日建春門外に於て操兵を爲し、敷覽に供し、雨天は順延すべきの勅命あり、而して降雨連日、晦日に至る、我公曰く、凡

天皇我公を賞す

容保公再

戰陣は時日を擇ばず、雨天日暮も亦妨げなし、と練兵を稟請す、再三往復の間、已に未の刻に至り、許さる、容保公乃ち令を下し、士衆をして急に凝華洞に集まらしむ、皆甲を着け、步騎、砲隊、鉦鼓、螺及び五方旗を設くる等、皆藩の兵制に仍る時に、建春門より北、數十歩の外に於て、高く觀棚を設け、天皇出御あり、次で隊兵御所の西北を繞りて、練兵場に出つ、我公隊間にありて、之を指揮號令す、練練一回日已に暮る、乃ち場傍篝火を焚き、明を取る、而して兩尙ほ止まず、命あり、中止更に他日を期せしむ、之れ實に我邦觀兵式の嚆矢なり、

八月朔、天皇特に容保公を召し、大和錦二卷、白銀二百枚を賜ひて、前日練兵敷覽に供へ、且つ軍備整熟せるを賞し、給ふ、公御賜の白銀を士卒に分與す、

五日、命に依り、再び因幡、阿波、備前、米澤の四藩と共に、練兵を敷覽



天兵練び  
供す

に供す、操練三回、各隊皆嚴正整肅、進退見るべし、此日容保公前に  
賜ふ所の大和錦を以て製したる戰袍を着け、始終之を指揮せり、  
畢て天皇特旨直ちに容保公を召し、其練兵の素あるを賞し、水干、  
馬具及び黄金等を賜ふ、初め練兵の命下るや、先づ隊兵操法、數ヶ  
の條目を擧げ、傳奏に因て聞申しけるに、其小銃空發の條を堅く  
拒まる、因て唯三四發を請ふも許されず、而して大砲は唯裝藥點  
彈の狀をも許されず、我士松坂三内之を異とし、私に公卿豐岡隨  
資に就き、其理由を問ふ、曰く、會津の士剛勇強悍、或は勢に乗じて  
實彈を發するを恐る、之を聞くもの、長袖者流、尙能く親征を主  
張するを怪まざるなし、池田慶徳も亦之を聞き、練兵に發砲なき  
は木偶の演劇の如く、更に勢無し、自ら朝廷に請ひ、三四の空砲を  
許されき、

會津史 卷五終

明治三十年四月五日印刷  
明治三十年五月一日發行

正價金參拾錢

著者

福島縣平民  
池内儀八

發行者

福島縣平民  
池内清治郎  
福島縣若松甲賀町百八番地  
廿二番地

發行者

東京府平民  
並木鏡太郎  
東京市京橋區第地二丁目  
廿五番地

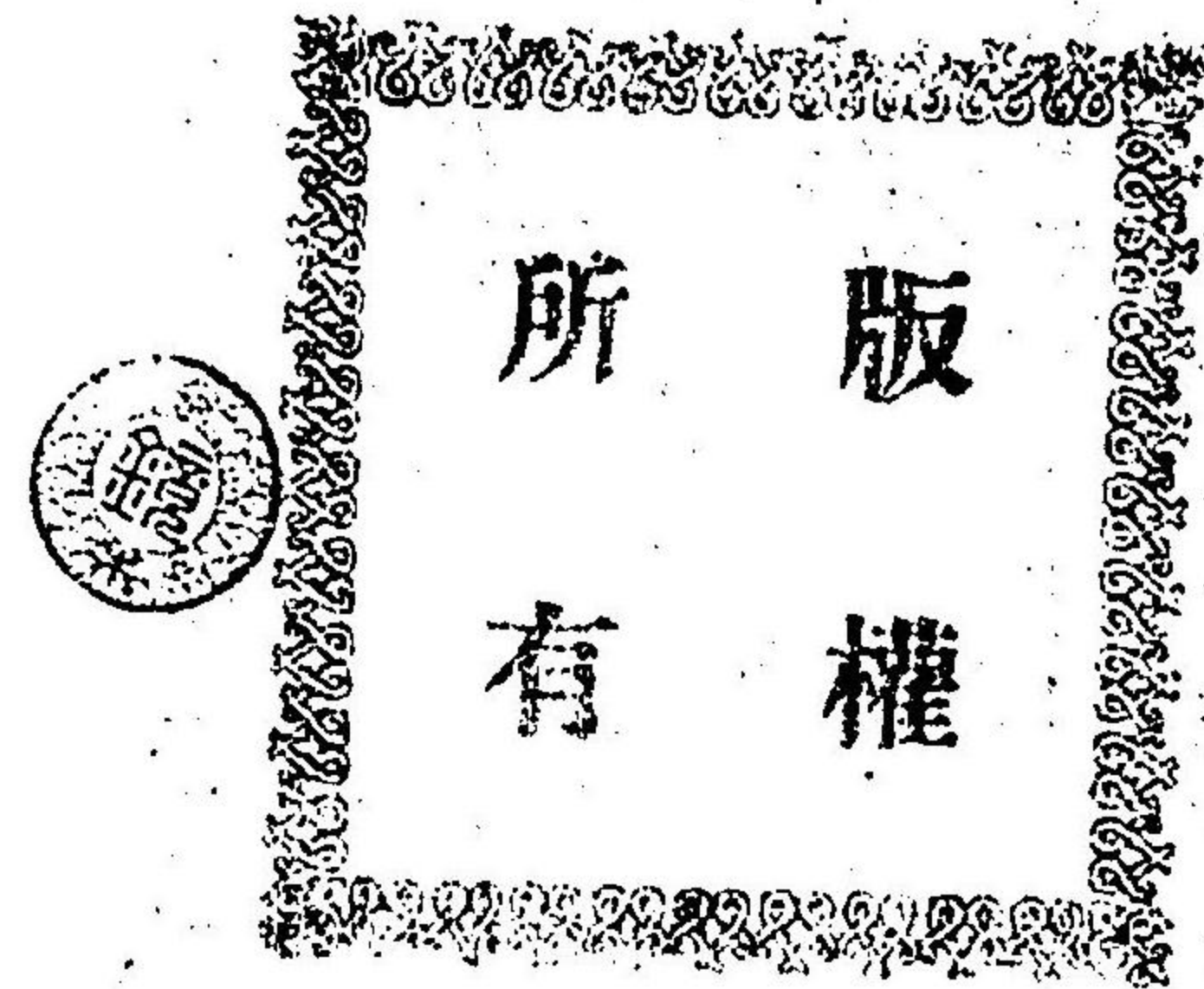
印刷者

島保藏  
東京市牛込區市谷加賀町一丁目  
十六番地

印刷所

株式會社  
秀英舎第一工場  
東京市牛込區市谷加賀町一丁目  
十二番地

版權  
所有



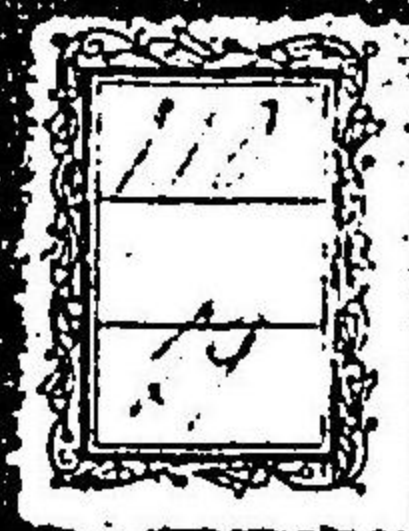
# 特約大賣所

賣  
捌  
店

東京神田區表神保町	全	東京
東京日本橋區通，壹丁目	八尾新助	
東京京橋區元數寄屋町三丁目	大倉孫兵衛	
全 淺草區茅町二丁目	信文堂本店	
全 京橋區南紺屋町	松成堂	
岩代若松一ノ町	小川寅松	
全	信文堂	
全	森萬作	
全	齋藤八四郎	
全 若松甲賀町	荒井書店	
全 若松大町	伊藤文華堂	
全 若松七日町	田中善平	
奧羽其他各縣各地ノ書肆	博盛館	

會津史

卷六



館書圖京東			
冊	號	架	函
九	〇	〇	〇
類	門		

耕雨關塲忠武閣  
相城池內儀八著

# 寶津史

第六卷

明治三十年四月出版

會津史目次

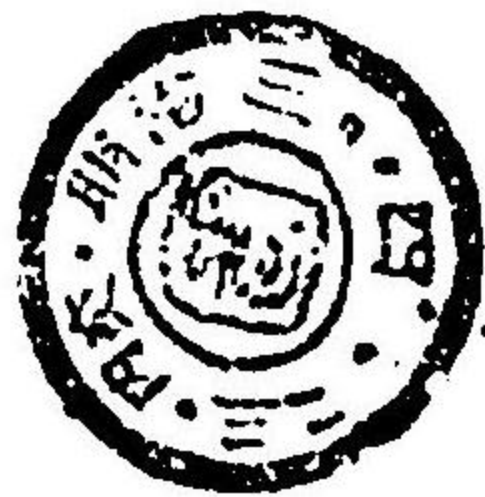
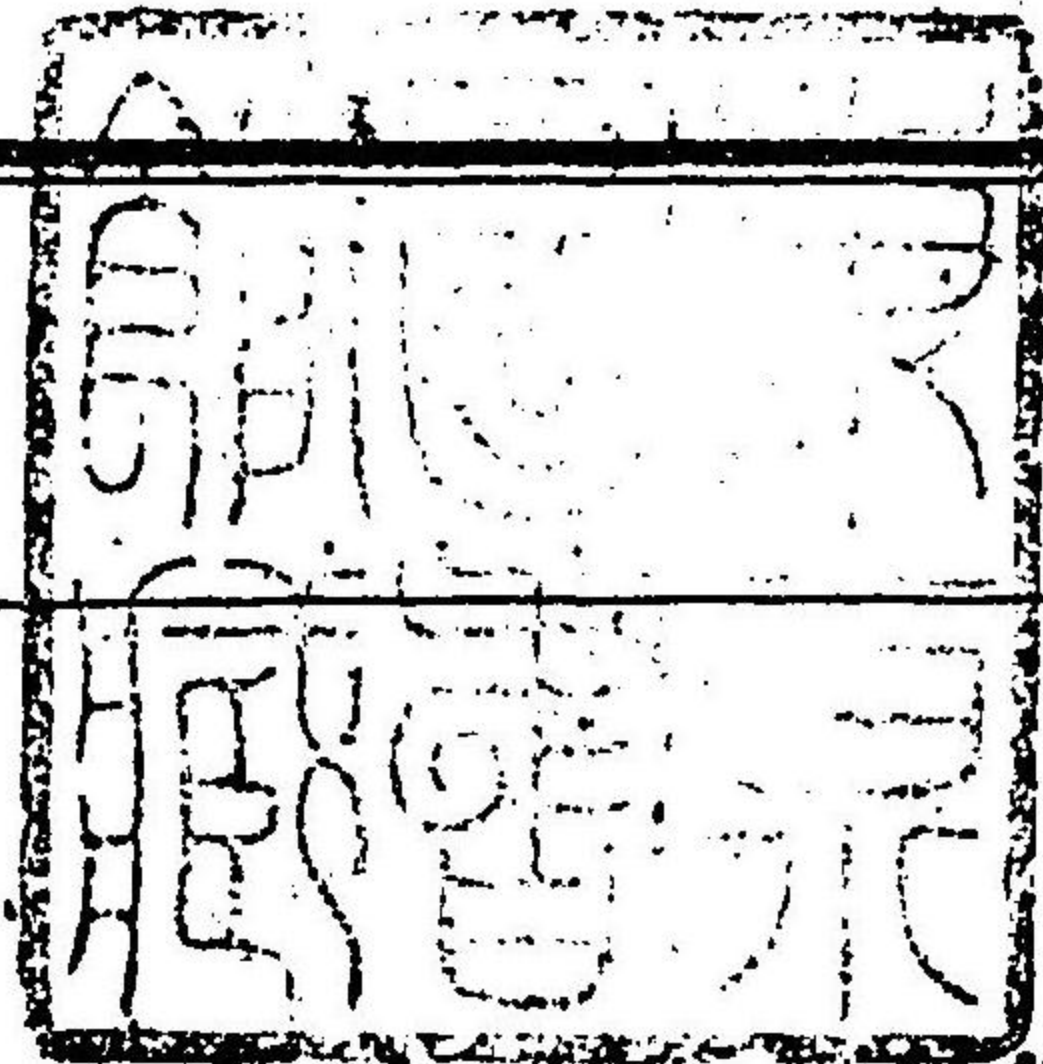
卷六

第八編 保科氏後松平氏

第五章下 容保公の勤王

- (十七) 孝明天皇過激派の陰謀を憤らせ給ふ  
過激攘夷派亂を起す
- (十八) 孝明天皇容保公に宸翰及御製を賜ふ
- (十九) 容保公再び將軍の上洛に周旋す
- (二十) 孝明天皇時事に憂憤して容保公に親筆の密勅を下し給ふ

- (廿一) 容保公軍事總裁職となる
- (廿二) 孝明天皇再び容保公に秘密の宸翰を賜ふ
- (廿三) 長人禁闕を犯す
- (廿四)



會津史目次  
卷六  
第八編  
第五章下  
容保公の勤王

- (廿五) 長州征討
- (廿六) 長州再征
- (廿七) 大將軍慶喜公大政を奉還す

會津史卷六目次終

會津史 卷六

耕雨・關場忠武閱  
相城 池内儀八著

第五章 下容保公の勤王

(十七) 孝明天皇過激派の陰謀を憤らせ給ふ

攘夷派の運動  
 文久三年、攘夷派の激徒、闕下に來り聚るもの益々多く、頻りに參政國事掛、寄人等の朝紳に迫り、目的を達せんと謀り、開國を唱ふるものあれば、直ちに之に亂賊の名を付して、要撃し、富商にして金穀を貸與せざるものは、天誅を加ふると稱して之を殺し、而して攘夷の自黨を以て誠忠の士と云へり、其攘夷派の管見固陋實に憐むべしと雖も、衷心幕府を滅し、天下に代らんとの野心あるに至りては、亦悔るべからざるものあり。

横濱親征の議

八月、京師に徘徊する所の浪士、土方楠左衛門、元方山田十郎、山田宮部鼎藏等、激烈なる攘夷の議を建言し、眞木和泉、臣保熱心に親征を遊説し、長州國老益田右衛門介、亦上京して親征の議を開陳す、此時攘夷論の公卿朝廷に充滿せるを以て、朝議遂に動き、横濱攘夷親征と決定せり、乃ち八月十三日に至り、大和に行幸し、神武帝の山陵、並に春日の神廟を參拜あらせられ、此處にて滯留軍議を定め、夫より伊勢に行幸ありて、天祖の廟を參拜せらるべき旨、勅命あり、次て廿五日を以て、御發輦と定められたり、容保公、突然此勅命あるを聞き、過激派の運動、能く朝議を左右し、親征の大事を擧げしめたるに愕き、無謀の攘夷、益々國家の紛擾を來し、皇室をして危殆に陥らしむるを憂ふ、蓋し此時、天皇大和に行幸し給はば、其迹にて皇居を放火して、燒失せしめ、以て禁裡造營を名どして、天皇を長州へ迎へ奉り、所謂天子を挾みて四海に號令せんとい

天皇親ら  
め玉ふ  
親征を止

計れるなりと云ふ、是より先き、詔勅の下らんとするときは、容保公及慶徳、茂韶等の諸侯、朝議に參せしと雖ども、時々密議ありて、之等の諸侯も與り知るとを得ざるものあり、之れ過激の公卿等、長州浪士と内外相往來し、朝廷に勢力を占め、多數を制し、以て天皇の協和合躰の叡慮なるにも係らず、合躰派の諸侯を斥けんと欲すればなり、而して親征の如き重大なる事件、朝議に決定せられしと雖ども、御諮問守護職に及ばざるを以て、我藩士等之を不平となし、容保公に退職を勧むるものありしかども、公已に叡慮の所在を知り、之を感戴せるを以て、制して肯かざりき、既にして攘夷の御親征の詔勅下させられ、將に實行せられんとする危機一髪に於て、俄然局面一變、朝議親征を中止せられたり、即ち十四日の夜、中川の宮朝彦親王、參内親征の容易ならざる事を陳べられたるに、天皇親征とは何事ぞと問はせ給ふ、親王乃ち親征の勅

會  
地内天  
三

書を上り之れ陛下の下し給へる詔にあらずやと云はれしに天皇大に驚かせられ之れ朕の少も知らざる所なり先きに親征の期今日に在るよしは奏上せしものありと雖も朕攘夷の甚た容易ならざる大事なるを以て未た之を嘉納せず唯帝陵を拜することは年來の夙志なれば之を許しよも之又急を要するものにあらずとのたまひ在朝の公卿多く過激にして只浪士の爲めに動搖し他に叡旨を輔け奉るものなく大に思ひ惱ませ給ふ親王此に於て内外の事實斯の如く大に相反するは過激派の所爲ならん速に關白に命ぜられて之を處分し給ふべしと奏聞ありしに天皇は關白も亦彼等に同意せしものなれば此處分を關白に命ずるは宜を得たるものにあらず朕更に之を熟慮せんと仰あり親王乃ち退朝し此事件の善後策を憂ふ然るに十六日の夜に至り天皇より宮女を以て密旨を親王に傳へらる其密旨に曰

天皇の勅  
により過  
激攘夷派  
を斥く

く一昨夜の事を思ふに強藩會津の武力を以て過激の輩を除き以て之を處理せしむるより他に方法をなし速に之を松平容保に命せよと因て十七日の夜親王容保公に勅を傳へて曰く即夜子半の刻守護職所司代參内すべし非常の大議あるを以て藩士を率ゐ來れ薩藩へも一同參集すべき旨を傳ふべしと公乃ち夜半藩兵を率ゐ從士は皆戎裝して隊伍肅々禁門に入れば九門の守衛を會藩一手に命ぜらる次で近衛忠熈同忠房二條齊敬の諸公所司代稻葉正邦等參内す須くありて議奏加勢葉室長順詔を傳へて九門を固く鎖し朝臣と雖も命あるに非れば入るを禁じ過激攘夷派三條中納言實美三條西中納言季知東久世少將通禮四條少將隆譚錦小路右馬頭賴德澤主水正宣嘉壬生修理權大夫基修の七卿の參朝を停め十八日長州の堺町御門の守衛を免し我藩兵及び薩州因州備前阿波米澤の諸藩をして嚴守せしめら



る。而して又傳奏及び正親町實德、柳原光愛、河野公誠、三條實愛の諸卿を召し、朝彦親王、勅を宣す、其旨に曰く、

是迄議奏國事掛の輩、長州の暴論を用ひ、敷慮もあらせらるると、御沙汰の趣に申し、と、不少御親征行幸の事に至ては、即今其機會未だ來らずとなし給ふを、繕めて敷慮の趣に施行候段、逆隣あらせられ、攘夷の敷慮は動き給はざるも、行幸は暫く延し給ふ、

長兵の堺町門守衛を免す

と、堺町門は薩州に交代せしむべきの勅旨を、容保公より薩邸に傳へられ、午後使を遣はし、堺町門長州の守兵を退かしむ、長兵敢て退かず、更に兵を増して、銃隊を門の左右に列し、進んで禁闕を襲はんと欲せり、我藩兵及薩兵、銃を以て之に擬し、將に戦はんとす、是に於て、朝廷柳原光愛卿を勅使となし、長兵を慰諭して之を去らしむ、尙肯せず、將に發砲せんとす、我兵曰く、勅下て去らざるのみならず、兵威を示して之を拒む、是違勅なり、朝敵なり、請ふ砲撃せん、と、朝廷之を制し、容保公亦諭して之を緩にせしむ、長士久

長兵勅命を奉せず

長兵過激の七卿を誘ふ

坂玄瑞等、廷議を變せしめんと欲し、關白鷹司邸に抵り、門を破毀して進入し、關白に謁し、大に論議して止まず、關白應せず、而して朝廷再び上杉齊憲に命じて、長兵を説諭せしむ、齊憲未だ堺町門に至らざるに、長兵は謹慎の七卿を率ゐ、久坂玄瑞、高杉晋作、品川彌二郎等、浪士兵卒凡て七百餘人と共に、方廣寺に退き、十九日、遂に本國に就く、朝廷乃ち七卿の官爵を削り、長人の入京を禁ず、此時、長士、木戸孝九等十七名、猶京師に留まり、潜居して天下の形勢を察し、以て自黨の回復を謀る、容保公十七日夜半より十九日夜に至るまで、暫くも宮中を離るゝを得ざりしが、天皇特に其勤勞を慰め、初めて施薬院に休退せしめられたり、是より後、公日どしで、參内せざるなく、多く朝議に參與せり、

廿六日、天皇、公及び諸侯を召し、詔して曰く、

是迄眞偽不分明の義有之候得共、去十八日以來申達候義は、朕が眞實の存意に候、

此事諸藩一同相心得べきと

と此日更に容保公が禁闕守衛の盡力歎感ありて扇面并に絹五匹を賜ふ、且在京諸藩士卒の勞苦を慰められ、金一万兩を分賜せらる。

公武合躰  
派勢力を  
得る

是に於て再び公武合躰派大に勢力を得、過激派を驅逐し、攘夷黨を排斥し、頗る氣焰を吐く。の幸運となりぬ。此時幕府たるもの其機に乗じ、天下を震撼し、人心を洗發するの大英斷大經畧を施さずんば、彼等亦地を捲ひて亂入し、遂に徳川氏の存亡に關するに至るべきなり。當時は我立たんか、彼倒れざるべからず、彼立たんか、我倒れざるべからざるの危機に臨み、つゝあるなり、而して幕府之を知らざるものゝ如し。

是より先き、長州の過激派久坂玄瑞、高杉晋作等、益々幕府の衰弱を見るや、遂に之を討滅して天下の耳目を一新せんと欲し、又國

老永井雅樂等は、着實沈痛、公武合躰を説きて藩主に勧めたるを以て、同國は政府の公武合躰となり、民間の尊王攘夷となりたりしが、此時に當り、久坂等は京師より國に歸り、藩の反對派を制して上下合同し、皆進んで徳川氏を倒して、自ら天下の政權を握らんと欲せり。

薩州は、藩士中初めより攘夷主義ありしと雖ども、固より少數なるを以て、長州の如く其暴威を震ふとなかりき、而して島津久光、尙未だ熱心に公武合躰説を主張し、益々我公と共に攘夷派を排斥し、其目的を貫かんと欲せり、故に薩州の攘夷派は、僅に民間に鬱勃たるに過ぎざるなり、然れども、其徒が他日激發奮進、自黨を鼓舞して、一國を其手に歸せしめ、次で長州と一致連合して、其目的を達せんとするに至らば、幕府孤立し、其運命も亦危かるべし。

(十八) 過激攘夷派亂を起す

大和の暴徒

是より先き、親征の議中止し、過激派の排逐せらるゝや、義兵を擧ぐると稱し、先づ松本謙三郎、藤本津之助等、中山忠光を奉じて、諸浪士を嘯集し、大和に赴き、五條代官鈴木源内を襲殺し、糧米兵器を奪ひ、其近傍を剽掠し、自ら天誅組と稱し、勢燄甚だ熾なり、廿九日、容保公詔を徳川茂承、井伊直憲、藤堂高猷、柳澤保申の諸侯に傳へて、速に出兵せしむ、乃ち其諸藩兵討て之を破り、九月事平ぐ、次て平野國臣等、生野銀山に據り、近傍を暴横す、仙石久利、飛書を以て京師に報じ、兵を出して之を撃つ、容保公、酒井忠敬、松平宗賢、脇坂甲斐、青山忠敏、織田信氏、京極高篤、枋木紘綱等の諸侯に令して、之を援はしむ、既にして久利捷を報ず、公乃ち左の書を與ふ、

生野の暴徒

此度賊徒不容易形勢の處、時日を不移、出兵指揮行届き、生捕も有之、感喜存入候、依之遂奏聞、關東へも可申、達猶以殘黨共追討可有之事、

是より先き、九月三日、幕府、容保公の江戸の邸監を召し、守護職多費の故を以て、金五万兩を賜ふ、十五日、亦奉職中陸奥國大沼郡五万石餘を給與せらる之れ累代預地南山と唱ふる所なり、次て公諸臣に金穀を分與して曰く、國家多事、宜しく文武を勵み、用度を節せよと、

(十九) 孝明天皇容保公に宸翰及御製を賜ふ

宸翰

九日、天皇、二條齋敬卿を以て、容保公に左の宸翰及御製を賜ふ、

堂。上。以。下。疎。暴。論。不。正。の。所。置。増。長。に。付。痛。心。難。堪。下。内。命。處。速。に。領。掌。憂。患。を。掃。攘。し。朕。存。念。貫。徹。之。段。全。其。方。の。忠。誠。と。深。く。感。悅。の。餘。右。壹。箱。遣。之。者。也。

文久三年十月九日

御製二首

壹箱とは即左の御製なり、

たやすからざる世に、武士の誠忠の心を

天皇大將軍を召さる

喜びてよめる  
和らくも武き心も相生の

松の落葉のあらす榮えん  
武士と心あはして巖をも  
貫ぬきてまし世々の思を

(二) 容保公再び將軍の上洛に周旋す

十一日、詔書大將軍家茂公を召さる。容保公をして之を江戸に達せしむ、其書に曰く、

過日横濱鎖港取掛之旨言上に付、委曲被聞食度之間、一橋中納言可有登京仰出有之候得共、猶亦大樹にも被仰尋度被思、食候に付、引續き早々上洛有之候様被遊度旨、御沙汰候事、  
最過日御沙汰之通、一橋中納言にも可有上洛事、

容保公亦書を裁し、叡旨を江戸に達せしむ、次て亦家臣を東下せしめ、周旋して大將軍の急速出京を促さしむ、是に於て、慶喜公、先づ海路上京の途に就く、

是より先き、九月十四日、幕府横濱に於て、鎖港の談判に取掛りたることを奏せしかば、朝廷左の勅命を下されたりき、

關東に於て鎖港談判に及候、攘夷の義總て幕府の指揮を得、輕舉暴發の輩無之、標諸藩末々迄可被示聞事、

容保公家臣をして再三將軍の上洛を促す

朝廷浪士の輕舉を戒む

廿九日、再び大將軍上洛の詔書を下し、容保公をして江戸に致さしむ、公亦手書を附して、老中に送り、速に上洛あるべきことを促す、十一月十九日、江戸より本月十五日、牙城焼失すとの報あり、松平慶永、伊達宗城、島津久光の三侯、容保公の旅館施薬園に馳せ來り、謂て曰く、牙城の災、幕吏上洛を妨ぐるの奸策に出つると傳ふる者あり、若し之を以て大將軍上京を猶豫せば、實に天下の人心に關し、徳川氏信用を失墜するに至らんと、容保公亦然りとなし、所

將軍上洛

司代稻葉正邦町奉行永井尙志を招き、之を議し、遂に尙志を東下せしめ、上洛を促さしむ。容保公亦家臣小野權之丞をして、同行せしむ。幕府に於ては、鎖港の談判、未だ決せざるを以て、上洛を延引せしが、十二日に至り、横濱の談判整はざるを以て、遂に歩を進め、池田筑後守、河津伊豆守を外國に遣はして、鎖港を説かしめ、此月下旬大將軍江戸を發せり。四年正月元日、容保公家老神保利孝をして兵を率ゐ、大坂に至り、將軍を迎へしむ。

十五日、大將軍入京、二條城に館す。在京の諸侯悉く登城、其入京を賀す。時に容保公病に臥し、家臣をして之を候はしむ。

十八日、大將軍小性野田下總守をして、就て容保公の病を訪はしめ、物を賜ふ。

二十一日、大將軍參内、徳川慶喜、徳川茂承の諸公、以下大小の諸侯伯、悉く扈從す。容保公亦病を勉めて之に従ひ、謁を賜ふ。此時、天皇

將軍參内  
宸翰を賜  
はる

大將軍に天杯及び御劍一振直衣一領を賜はり國政につき厚き綸言を仰され其趣意は宸翰を以て渡され又別殿に於て殊に親しく對話等あらせられたり、其宸翰は大將軍之を諸侯に示す、

嗚呼汝方今形勢如何と顧る内は則紀綱廢弛上下解離百姓塗炭に苦む殆ど瓦解土崩の色を顯し外は則騎虜五大洲の凌侮を受く正に併呑の禍に罹らんとす其危實に如累卵又如燒眉睫之を思て夜不能寐食不下咽嗚呼汝夫是を如何と顧る是則汝が罪に非ず朕か不徳の致す處其罪在朕躬天地鬼神朕を何とか云はん何を以て祖宗に地下に見ゆるとを待んや由て思らく汝は朕か赤子朕之を愛すると如子汝朕を親むと如父せよ其親睦の厚薄天下挽回の成否に關係す豈に重に非ずや嗚呼汝夙夜心を盡し思を焦し勉て征夷府の職掌を盡し天下人心の企望に對答せよ夫醜夷征服は國家の大業遂に靡慙の師を興さずんはあるべからずと雖無謀の征夷は實に朕か好む處にあらず然る所以の策略を謀して以て朕に奏せよ朕其可否を論する詳悉以て一定不拔の國是を定むべし朕又思へらく古より中興の大業を爲さんとするや其人を得ずんばあるべからず朕凡百の武將を見るに苟も其人有と雖當時會津中將伊達前侍從土佐前侍從島津少將等の如きは頗る忠實純厚思慮宏遠以て國家の樞機を任ずるに足る朕是を愛する事子

の如し汝是を愛し之を親み與に計れよ嗚呼朕與汝誓て衰運を挽回し上は先皇の靈に報し下は万民の急を救はんぞ欲す若し怠惰して成功なくんば殊に是朕と汝との罪なり天地鬼神是を懸すべし汝勉めよ々々

此詔勅を拜讀するもの誰か天皇の國事に御心を注かるゝに泣かざらんや、

二十七日大將軍大小の諸侯を率ゐて再々參内す容保公亦病を勉めて之に従ふ天皇神武御陵修補成功を深く勲賞ありて大將軍を従一位右大臣に昇せ宸翰を賜ひ扈從の侯伯に拜覽せしむ

將軍再參  
内復宸翰  
を賜ける

朕不肖の身を以て夙に天位を踐み忝も萬世無缺の金匱を受け恒に寡徳の先皇と百姓とに背んとを恐る就中嘉永六年以來洋夷頻りに猖獗來港し國勢殆きこと云へからす諸侯沸騰し生民塗炭に苦む天地鬼神夫朕を何とか云ん嗚呼是誰の過ぞや夙夜是を思て止むと能はず嘗て列卿武將と之を議せしむ如何せん耳平二百有餘年威武の以て外寇を制壓するに足らざるを若し妄に腐徳の典を擧んとせば却て國家不測の禍に陥らんとを恐る竊所斷然朕か意を擴充し十四餘世の舊典を改め外には諸大名の參勤を弛め妻子を國へ歸し各藩に武備充實

の令を傳へ内には諸役の冗員を省き入費を減じ大に砲艦の備を設く實に是朕か幸のみならず宗廟生民の幸也且去春上洛の廢典を再興せしと尤嘉賞すべし豈料らん藤原實美等鄙野匹夫の妄説を信用し宇内の形勢を察せず國家の危殆を思はず朕か命を矯て輕卒に攘夷の令を布告し妄りに討幕の師を興さんとし長門宰相の暴臣の如き其主を愚弄し故なきに夷船を砲撃し幕使を暗殺し私に實美等を本國に誘引す此の如き狂暴の輩必討せずんばある可らず然りと雖皆是れ朕か不徳の致す處にして實に悔慙に堪す朕又謂らく我の所謂砲艦は彼か所謂砲艦に比すれば未だ慢夷の勝を呑むに足らず國威を海外に顯すに足らず却て洋夷の輕侮を受んか故に頻に願ふ入ては天下の全力を以て攝海の要津に備へ上は山陵を安し奉り下は生民を保ち又列藩の力を以て各其要港に備へ出ては數艘の軍艦を整へ無飽の醜夷を征討し先皇膺徳の典を大にせよ夫去年は將軍久しく在京し今春も亦上洛せり諸大名も亦東西に奔走し或は其妻子を其國に歸らしむ宜なり費用の武備に及ばざると今よりは決して然るべからず勉て太平因循の雜費を減省し力を同ふし心を専にし征討の備を精銳にし武臣の職掌を盡し永く家名を辱ると勿れ嗚呼汝將軍及各國の大小名皆朕か赤子なり今の天下の事朕と共に一新せんとを欲す民の財を耗すとなく姑息の吝を爲

す〇と〇なく〇磨〇磨〇の〇備〇を〇殿〇に〇し〇祖〇先〇の〇家〇業〇を〇盡〇せ〇よ〇若〇し〇怠〇惰〇せ〇ば〇特〇に〇朕〇か〇意〇に〇背〇く〇の〇み〇に〇非〇ず〇皇〇神〇の〇靈〇に〇叛〇く〇な〇り〇祖〇先〇の〇心〇に〇違〇ふ〇な〇り〇天〇地〇鬼〇神〇も〇亦〇汝〇等〇を〇何〇と〇か〇云〇ん〇や

文久四年甲子春正月廿七日

之れ實に天皇が政令をして一途に出てしめ人心を鎮め内政を整へ無謀の攘夷を戒め以て國勢を培養し終に國威を海外に輝かしめんと欲し國家億兆の爲めに血涙を灑かせ給ふの優詔なりき、

是より先き、兩傳奏より、容保公に左の書を送らる、

朝廷容保公に浪士の處分を命ぜらる

別紙之通被仰出候間越前中將其外親藩御一列へ御傳達可有之候依申入候也

(別紙)

先般不容易次第に付人心動搖之折柄出所不正の浮浪者勿論其餘無故京地

に出居候浪士等嚴重可相改其筋へ被仰出候元來浮浪有志之輩朝家の御爲周旋盡力之志は神妙の至に候得共段々歲月を積み其弊相生し既に激論暴行の徒も有之遂に妨朝議天下の騷亂を醸成するに至り別て殘念至極に候畢竟親炙官家進退自由の弊より却て可至失素懷歎依之嚴密取調其番主へ可引渡候且浮浪有志の徒無憑方其忠忿を達するの道絶果各國の志氣も是か爲め沮喪致候而は皇國恢復の機に當り却て命脈を絶つの道理にて何とも御歎惜の御事に候自然無據譯柄にて難引取人跡は十方石以上の諸藩へ可召抱候左候は、面々懇望の國柄も可有之候任望達忠志候様可致候尤於各藩無謀過激の所業無之様嚴重取締可申付旨被仰出候事

(廿) 孝明天皇時事に憂憤して容保公に

親筆の密勅を下し玉ふ

此時に當り、孝明天皇、聖明英武、國威の宣揚と、國民の安寧とに、叡慮を注かせられて、他念なく、薩長の浪士等、徒に攘夷を口にし、猥りに朝野に横行し、大言放論、内國の騷擾を醸し、却て圍國の協和

を妨害し、國勢の振張を杜絶して、外夷膺懲の實を擧ぐる能はさ  
らしむるを憂憤し給ふ、

御内書

元治元年文久四年改元 二月八日の夜、天皇容保公に御内書を賜ふ、其御  
書に曰く、

極密々書狀遣候抑、昨年以來、滯京万々精忠深感悦之  
至に候、實に不容易時勢に付ても、其方か忠勤深く悦  
服候に付ては、深頼之存念も不存寄義乍別極密々認  
入披見深依頼候寔に、不容易時節柄に付、從來深苦心  
の義に候、此義一分深苦心に者候へ共、迎も申出存分  
貫徹は無之事向鏡如見に候へは、衆評には不掛候何  
分廻策になく、ては、迎も不來候如前文、其方誠忠に  
候へは、爲密事共深朕望義貫徹致し、吳候半哉と相察  
し、其上何分多人を令承知、義兵權になく、ては、と深存

込候得は、其方へ依頼候兼、而朕へ萬事内密之義、腹心  
に成候へは、爾來之處も、深満足之事に候、依て別紙に  
認候義、深推察一周旋有之度候、事何分密話之義、六ヶ  
敷候得共、密々面會も難成候、得ば筆談候、仍急速互に  
會得も難出來哉、故度々往反致し、度候、深聞込詰り成  
功候は、無此上満足に候、事茲に申候、別紙にも認候  
通此義、漏脱候ては、實に失望候、間堂上參預之中たり  
共、無漏十分勘考、附策略出來の上、朕も申聞指圖候迄  
は、秘置貫度、猶度々之往反申合度、事猶宜敷、深依頼候  
事、吳々不存寄義と、は存候半偏に密談候也、宜敷頼置  
候也、

書通往返、廻計は成丈、不因循致度候也、  
文久四年甲子二月



松平肥後守江

極密々禁他聞

別紙に認

天。下。之。形。勢。不。容。易。萬。事。痛。心。不。過。之。候。抑。嘉。永。六。年。以。來。よ。り。始。至。安。政。頃。彌。増。加。深。苦。心。之。件。々。難。筆。紙。盡。債。考。に。實。以。愚。鈍。之。朕。在。位。奉。對。天。神。地。祇。祖。宗。恐。慄。之。事。に。候。へ。は。及。丈。は。盡。力。之。所。存。に。候。處。追。々。誠。忠。之。輩。精。勤。深。令。感。悅。候。猶。追。々。及。評。談。候。義。は。表。向。申。出。候。既。去。廿。一。日。大。橋。樹。廿。七。日。諸。藩。等。へ。以。朕。書。狀。申。渡。候。義。猶。厚。可。心。得。候。事。扱。茲。に。申。聞。深。厚。に。極。密。秘。他。聞。依。賴。候。義。宜。聞。取。無。相。違。之。周。旋。深。賴。入。候。實。に。打。明。申。候。處。元。來。其。方。事。至。今。日。誠。忠。之。段。徹。心。骨。感。悅。不。斜。候。既。に。昨。

年。暴。論。の。爲。め。に。守。護。職。を。も。止。東。下。又。は。歸。國。に。も。可。相。成。處。實。に。誠。忠。無。疑。段。深。察。惜。念。難。止。何。卒。在。役。滯。京。之。段。斷。然。申。出。所。存。之。處。何。分。暴。論。朕。所。存。を。矯。め。我。意。の。振。舞。而。已。行。ひ。當。職。も。失。權。當。役。も。被。誣。候。而。朕。へ。勤。仕。は。名。計。却。而。暴。人。へ。諂。已。迎。も。朕。所。意。不。貫。徹。候。間。内。密。尹。官。前。關。白。等。を。極。密。書。狀。遣。し。候。程。克。期。取。吳。萬。々。手。續。き。調。ひ。至。只。今。守。護。職。誠。忠。深。安。慮。喜。悅。之。至。に。候。去。八。月。十。八。日。之。奮。發。於。朕。は。就。中。悅。心。即。國。事。隨。而。朝。廷。之。幸。重。疊。之。悅。不。過。之。候。如。此。之。忠。厚。思。慮。宏。遠。以。て。國。家。之。樞。機。を。任。ず。る。に。足。る。人。と。深。愛。臣。の。事。に。候。依。之。茲。に。極。密。秘。他。聞。依。賴。之。事。有。之。候。か。何。卒。極。密。の。以。計。畧。朕。之。心。底。貫。徹。致。し。吳。候。事。成。間。敷。哉。此。義。深。吞。込。周。旋。成。功。の。時。は。朕。之。憂。憤。を。散。霽。し。實。以。感。悅。候。併。事。

を包依頼と計にては可否の答も難出來とは存候へ  
 共深存意有之關白以下へも一言も不申直に其方へ  
 依頼候も一了簡有之候間先契約致し候間領掌之可  
 否答書貫度候右彌承知に有之時は深密之書狀可遣  
 候其時は開見にて意外之事と存候半哉乍實に深存  
 亡候義故篤と文意會得にて不審儀之周旋頼入候但  
 此義評義之様成事に而逆も不成就候同輩相語ひ突  
 掛候奮發之計略所望に候事

一度之書通にては逆も難辨解と存候へは不目立  
 幾返なりとも尋吳候様存分認爲見候間吳々成功  
 頼入候也

先は此段極密に依頼候少も漏洩無之様開見之上  
 篤と吞込有之度候也何れ於周旋之場は關白尹宮

三條前大納言野宮宰相中將阿野宰相中將久世前  
 宰相廣橋右衛門督右を先頓と引寄候様と存候然  
 首尾行届計畧出來之上可至其迄は仲人野宮へも  
 秘置候様と存候茲に又存慮も候へ共猶勘考之上  
 他藩へ申様先は其方丈けにて勘考有之度候也吳  
 々追て之通書開見之上之心得方兼て頼置候也

文久四甲子年春二月

容保公の  
 勅答

我公此御内書を反覆拜讀し、恐惶感激、身を措くに處なきものゝ  
 如し、乃ち勅答を草して之を奉る、其文に曰く、

臣伏て下垂し賜はる處之宸翰二通を戴き正襟端座  
 反覆拜讀聖明天日の照臨驚欣感泣無極筆紙言上難  
 盡候恭く惟るに天下之形勢實に如聖諭往年已來不

容易之事共年月を逐て重り昨年来殊に天下之騷擾をも醸し成すの勢に赴き乍急奉惱聖慮隨而臣東下等の事件危懼戰慄仕候處實に聖明叡決之難有を仰き再ひ清明之今日に逢ふは生靈何等之大幸と可申哉然共天下之大事猶未決深被惱聖慮去月廿一日大樹及一橋へ御垂論被遊候件々大樹始遵奉仕候は固より論なき事に候得は臣一藩之力を盡候事勿論の事に御座候苟も聖慮御安不被遊義有之候では臣等寸時も難打置候然共事或は難に似て易く或は是に似て實は非或は成に似て却て不成之類種々有之候得者御深思之程如何被爲在候哉速に御垂論奉願上候隨て臣愚誠を盡し微力を出し聖慮貫徹仕り皇祚安全武運長久に趣き候様周旋仕候は固より臣か職

分に御座候況てや聖慮之深秘關白以下未御沙汰も不被爲在義臣却而御依頼を蒙り聖徳山海難比恐惶至極奉存候万々一も他聞漏泄仕候等の義は天神地祇に誓ひ斷而無御座候間乍憚聖慮安思召被遊候様奉願上候恐惶々々頓首々々

二月

臣容 保上

斯の如き恩詔は古今内外を通じて未だ嘗て聞かざる所陛下の如何に國事に叡慮を惱ませ給ふや如何に我公を信じ給ふや其御内書を拜讀するもの誰か感奮せざるものあらんや而して我公の勅答實に朝廷を懐ひ國家を憂ふの情紙上に溢るゝを見るべし、

(廿二) 容保公軍事總裁職となる

容保公軍事總裁となる

十一日、幕府、容保公を軍事總裁職とす、更に内旨あり、曰く、毛利慶親糾問の義ありて、不承伏の時は、征討す可きに付、徳川茂承をして、將軍の名代とし、容保をして之か副將たらしめ、老中有馬遠江守を以て、之か差添とすと、公、家臣をして軍事總裁の職權を問はしむ、曰く、海陸軍總督の心得にして、軍事に關係の事務、凡て大事は老中に謀りて施行し、小事は全權指揮して、全國の兵備嚴重に相立、武威海外に輝すべき様、策略相施すべし、と、陸軍奉行、講武所奉行、大番頭、書院番頭、小性組番頭、騎兵奉行、旗奉行、軍艦奉行、騎兵頭、歩兵頭、持筒組頭、槍奉行、新番頭、先手使番、鐵砲方、徒頭等を進退指揮せしむ、昨年八月十八日、以來、長州人の入京を禁じたれども、長人は竊に上京して、市街寺院等に潜伏し、同志の浮浪を糾合し、廟堂の公卿に遊説し、苦心慘憤、一意討幕の計略を運し、或は夜に乗じて暗殺を行ひ、掠奪を事とする者ありしを以て、我公、其粗暴

容保公浪士を取締る

容保公參議に任せらる

亂行、大に治安を害せるを思ひ、所司代と共に、晝夜の巡察を嚴にし、探偵を密にして、其追捕に盡力せり、然れども、猶嚴密を畏れず、火を京師に放ち、其騷擾に乗じて、天皇を長州に奉ぜん、と謀るものあるに至れり、六月、豫て公の配下に屬して、警察に勤めたりし新撰組長近藤勇等は、勵精盡力、其浪士の潜伏せし所を偵知して、斬り入り、激闘奮撃、其七人を殺し、四人を傷け、二十三人を逮捕せしことあり、當時、長州の決心と、幕府の政略と、我公の苦心の如何なるやを察すべし、

二月十二日、容保公、參議に任せらる、公固辭して得ず、其時の宣下、及奏聞書左の如し、

兼々皇國の御爲、拙忠節専ら上下之名分を正し、尙又上京後、彼是周旋し、去年八月十八日、一舉に付て、者鎮撫方盡力守護之職、掌勵勤候、段敢不斜、依之參議推任、被宣下候事

容保公奏  
上余官を  
固辭す

謹て奉奏上候不肖容保忝蒙守護之職責重任大臣實恐懼戰慄之至に御座候唯  
主上聖明天縱蒙無限眷顧得免罪科何科深被敷敷重蒙御推任天恩隆溥其加之  
至に御座候得共臣實無功不德其任難耐恐懼奉存候抑容保藩祖故中將正之慶  
安寛文之間時未だ草創學術明ならざるに獨皇朝之道を好み朝廷尊崇の意を  
盡し以て子孫に傳へ子孫以て奉事仕り候臣今日まで奉上候は正之の遺意に  
御座候承應二年之冬に至り幕府其功を賞し奏而特命從三位正之恐惶辭而御  
受不仕候伏而願以命臣者轉而賜正之被下置度奉願上候若御許容被成下候得  
は祖宗之靈魂感戴無限臣之榮輝永無窮候伏而奉乞御垂憐候恐惶々々頓首々々

御内書

三月、朝廷、我公の祖正之公に、從三位を贈られたり、是より公は、朝  
幕の政務に參し、大に劃策する所ありき、十六日、天皇再々、容保公  
に御内書を賜ふ、御書に曰く、

(廿三) 孝明天皇再び我公に秘密の宸翰を賜ふ

又候極密書狀遣候過日拙書送候處返書逐一令熟覽  
深悦入候就而は右依頼之趣意可遣存候乍日々用繁  
不得寸暇至只今未得書取候然處去十一日關白來會  
承候處長州之一件に付其方爲副將之由仍守護職免  
替爲春嶽之趣逐一承候甚殘懷之至他藩と申候へ共  
何分重大之儀天下之事に者不被替と一橋も申決定  
之旨其も尤之儀何分其方藩中兵威克調候より登用  
に成候段は深殘懷に候就而は内尋候は過日内頼之  
件々逆も依頼候期とは不存候併出立迄は程も候半  
宜乍依頼周旋候からは一兩日或は四日五日位に相  
濟候共不存候へは逆も六ヶ鋪と存併其方の所如何  
哉哉尋候上事濟の上は更に守護職に任役は成間敷  
哉此段内々申聞候間相含勘考依頼候事且前文依頼

之件々は猶復職之上に可致哉際限之程も不相分哉  
 戰場にも及候半哉之事柄故元來重大之事件故見通  
 も不相附候猶相談候事吳々も復職之段深入魂致置  
 候事  
 右二箇條内密談話候事  
 猶返書如過日申置候也  
 秘々

別紙に認候依頼之儀は守護職ならは重疊乍又右役  
 にも不限候半には故復職有程候へは不任職共周旋  
 も可相成歟又一向春嶽へ通書可致試哉尙内密内明  
 尋候へは無服職存意申聞頼候也  
 同鋪者一旦依頼候事故其方へ申聞度候至急筆に  
 も難成候得は自然日數も經候半方に内密談候事

右書狀者元來嚴重之取扱にも無之候へは左様頼  
 置候也

容保公の  
 勅答

公感喜恐悚に堪へず即ち速に文を艸して奉答す其文に曰く

謹而奉奏上候 臣不肖屢蒙聖明之垂憐今日に至迄罪  
 戾を免るゝは鴻恩萬重難盡筆紙候過日下し賜はる  
 處の宸翰旨遠くして詞深し日夜後之御沙汰を仰ぎ  
 奉待候處當十一日幕府より免守護職更に軍事總裁  
 職并可爲副將之旨被命長藩之罪を糺し時宜次第千  
 戈を動にも相成可申哉然に一昨年來聖明之厚眷山  
 より高く海より深し暫くも輦下を離るゝは臣か情  
 の所不恐然共弓馬の習尺進あるも寸退なきは常に  
 して速に領承仕候得共任に彼地に趣候事御深旨如

何可被思召候哉と鄙心寸時も不能安奉伺聖旨度存  
 居候處委細之勅書垂賜り不取敢推し戴き奉謹誦候  
 御用繁之折柄巨細御兩通示し賜はり愈以蒙御依頼  
 候儀實に徹心肝感謝流涕紙上難申上候守護職御免  
 の段吳々も御殘懷思召被下候義深恐入奉存候臣に  
 於ても已に昨年中東下被命之時奉奏上候通り一藩  
 決心京都を以て墳墓之地と定め参り候者今更未だ  
 宸襟を安んずる不能して速に帝都を離るゝと臣一  
 人而已ならず全藩之遺憾無此上義に御座候然るに  
 拙藩兵備調候逆登用被致候段蒙御賞悦重大之儀轉  
 職も御尤と被仰下先以安心仕候隨て御内頼之儀に  
 御座候處出立迄は大分間合も有之五日十日の事に  
 而は有之間敷且守護之義免職不遠候間臣に被命候

而周旋相届可申哉又は春嶽に被命候方速に届可申  
 哉何分豫め難申上候得ども當職之義に御座候得者  
 春嶽へ御沙汰被爲在候は、當人も謹て遵奉仕るべ  
 く却而其方御都合可然歟と奉存候然かし其邊は御  
 沙汰次第如何様ども可仕候扱不肖之容保已に山海  
 之厚眷を蒙り守護職被免尙復職をも思召被下冥加  
 至極感戴難耐奉存候前文にも粗奉申上候通り一度  
 守護之職を辱し候上は竊に期し候様聖慮を安して  
 四海治平に不至は不生還之鄙存に御座候間長く輦  
 下に罷在候義素より臣所懇願御座候得共臣之進退  
 臣として何とも難申出若聖慮台命被仰候上は遵  
 奉候條相違無御座候間偏に寸衷之程御諒察被下置  
 度奉願候爰に又改て奉奏上候容保史籍を閱覽し古

今之形勢を熟察仕候處政出多門と申様万機之六柄  
賞罰進退等二派三派に分れ候ては天下騷亂之基と  
相成治平に歸し候事無御座候間今日皇國之事跡に  
於ても約る處天下の万機悉皆征夷府へ御委任被遊  
公卿堂上は禁中之式事を專とし國事に携りなき方  
皇國の御爲却て御宜敷義と奉存候即今昇平三百年  
も打續き學問之道明に上下之名分稱呼も正しく成  
行種々生議論當將軍家に於て名分稱呼等實に不相  
當之義も有之候得共源賴朝以下北條足利織田豊臣  
等に比較仕候得は徳川之徳業雲泥之相違にて殆と  
三百年をも不動干戈は畢竟無窮之聖徳と家康始武  
威之所致に御座候向後共將軍幼年又は不行届之義  
御座候は、三親藩及越藩<sub>臣</sub>等藩へ被命下度奉願上

候左候得者<sub>臣</sub>等死を以て周旋致爲盡<sub>臣</sub>節候者勿論  
聖慮貫徹候様盡力可仕候辱も前職以來<sub>臣</sub>微功思召  
被下置候は、此義天墜地頽る迄は御記し被下置度  
奉祈願候就ても守護職春嶽へ被命條至極之良選に  
奉存候萬一春嶽被免候事有之候は、三藩其他親族  
譜第之内に而被命度義に御座候若外藩之者へ被命  
候事有之候ては政柄二派になるの患ありて天下之  
折合決而可不宜と奉存候右急務にも無之長々敷事  
奏上仕御覽苦舖可被爲在深恐入候得共内秘之書狀  
度々奉差上候義相叶申間敷且は長州之事件に取掛  
候得は何時輦下を離れ生死も難計候に付皇國の御  
爲と存込候事不願忌憚奉申上候微衷少も御採用被  
成下候は、<sub>臣</sub>一生之榮無此上奉存候恐惶々々頓首



々々

此時に方り、天皇御憂憤を霽さんどて、密に大計を思食立ち給ひしが、我公の至誠純忠なると、藩兵の驍武なるとを、知食召し頼て事を成すべきものは、唯會津參議其人なりと、終に再ひまで秘密なる御内書を賜ふに至れり、恐多くも、前御内書に兵權になくはど、深存込候と書し給ひし、御深意を推察し奉るに、天兵を奮て宸憂を霽さんど、深く頼み給ひしも、其甲斐なく、時局一變、公か守護の職を去りて、軍事總裁と爲り、已に禁闕の下を辭せんとするに遭ひて、大計を果し、宸憂を伸し給はずして、已むに至りしは、痛惜に勝へざるごとくなり、而して我公の忠直、大政二途に出づるを以て、之を憂ひ、公武合牀を以て精神となし、以て國家の富強を計り、上は宸襟を安んじ奉り、下は國家を泰山の寧きに厩かじめん

容保公書  
を裁して  
諸臣を諭す

ど、死を以て國に任ず、其熱情赤心亦等倫なしと云へし、十八日、容保公、軍事總裁職之責大に、更に副將の任重く、一藩協和、粉骨碎身、國事を處理せざるべからざるを以て、書を裁して、之を藩地の諸臣に與ふ、其文に曰く、

態と伊右衛秀治差下候、自分儀此度重疊難有御沙汰を蒙り先光後慶無此上義存候然るに不才無能之身を以て重任に當り苦慮に堪す畢竟土津公以來の遺風を守り隨て其方共始め一和協力精々致輔翼候故大なる過失も無之今日迄の都合に相成候得共當職掌に於ては實に其任に難堪の處長州之御處置之義御諭解之上承知不致時は征討被仰出其節自分副將として出馬可致旨被仰更に至難之義に候之れ唯身の不肖を憂ふる而已ならず國力の疲弊も甚しく内

津史

卷之六

三十九

池内田藏反

外苦慮の至りに候仍て直に御請も不申上家者共始  
 夫々存意相尋候處餘の義と違ひ此際に至り武事に  
 於て辭退候ては條理に於ても安らず抑又叔慮の御  
 次第も有之且當家之義は幕府の近親にして土津公  
 の御遺言も有之更に當將軍家より親しく御依頼を  
 蒙候上は成敗は所顧にあらず一藩死力を盡し義の  
 所有死して而後已むの外無之と衆議一決御請申上  
 候爰元之儀不肖なから自身身を以て率先候間國元  
 之義其方共始め一統同心協力自分をして懸慮な  
 らしむる様心配有之度頼入候申迄も無之候得共上  
 は土津公の御遺訓に基き下は舊來の家風を確守し  
 文武の業を勵し非常の節儉を行ひ農商を撫育し一  
 藩舉て協和鎮靜有之度候自分出馬致候と聞かは壯

年。の。輩。馳。せ。登。る。も。難。計。候。得。共。萬。一。藩。内。に。虛。隙。を。生。  
 じ。候。て。は。自。然。此。方。敵。愾。の。氣。も。鈍。く。候。間。各。自。其。在。る。  
 處。に。力。を。盡。し。候。條。肝。要。に。候。間。頭。立。候。者。共。別。無。油。斷。  
 可。相。心。得。候。昔。者。土。津。公。の。御。上。京。は。暫。時。之。御。滯。留。に  
 候。得。共。國內。は。深。く。御。案。思。被。爲。在。候。況。や。不。肖。の。自。分  
 久。し。く。離。れ。居。此。上。更。に。遠。く。隔。り。候。得。者。別。て。被。案。思  
 候。若。し。他。に。懸。念。の。事。有。之。候。而。は。大。事。に。臨。み。精。神。專  
 ならず奉對公武恐懼至極に候間右之趣意江戸并蝦  
 夷地領分迄貫徹致候様頼入候委細は兩人より聞取  
 形勢可相察候將又去月中將軍家へ下し賜はり候宸  
 翰拜見被仰付候右寫差遣候に付一同拜見可致候此  
 大勢變革之際に當て朝命台旨を忝ふし此迄の舊制  
 而已に拘泥候ては必至と不相成候間法度兵制を始

めとして文武の技術等飽迄研精して適宜至當の制度創立致度候就中當時の急務たる大砲巨艦等蝦夷領地も有之好き折柄に付海軍の用意迄も相整へ神州をして宇内の強國たらしむるも自分職掌中に候間何事も自國を先とし可申義に付節儉を本とし無用の冗費を省き萬事着實に歸候儀專要に候條一同我心を躰し勉勵致吳候様頼入候依て一書差遣候也

二月十八日

容保

家老中

尙々此書狀江戸蝦夷地迄士分以上之者へは追々にも無洩爲見候様其以下へは頭々より細く口達演説可致候尤國內地下迄も本文之主意取捨して申聞候様致度候

(廿四) 長人禁闕を犯す

長藩士朝廷に訴ふる所あらんとす

是より先き長藩にては奉勅始末と題せる書を草し毛利父子の心事を訴ふべしと井原主計をして之を齎し東上し伏見に至り入京を乞ふ朝議許さず傳奏を遣はして途中に於て其書を受取らしむ其他長州の國老重臣屢々嘆願に及びたりと雖ども當時朝廷には已に長州處分を幕府に委任せられたる後なるを以て一切の書面を却下し訴願あらば江戸に赴き其命令を奉ずべしと達せり長州にては之を聞き大に怒り六月廿三日福原越後等は京師に亂入して我公及び公武合牀派の朝紳を殺戮し以て局面を變せしめんと欲し江戸に至ると稱して數百の兵を引率し長州を發せり遂に伏見に至り書を上りて毛利父子及び五卿の罪を赦さんことを要請す慶喜公監察永井尙志戸川鉾三郎の二人を遣はし之に言はしめて曰く果して哀訴せんとならば越後

長藩士兵を率ゐて京師を犯さんとす

一人停り、其餘のものは盡く歸國せしむべし、と越後命を奉ぜず、更に天龍寺に集りし、浪士を鎮撫せんと稱して、軍裝をなせし三百餘の兵士を、山崎より鳥羽街道を経て、天龍寺に入らしめたり、久坂玄瑞、寺島忠三郎等の長藩浪士は、別に寶寺八幡等、各處に陣して、世子元徳不日上京あるべしと聲言し、次で長州の國老、益田右衛門介、國司信濃の兩人は、更に兵を率ゐて上京し、國司は天龍寺に入り、益田は山崎に留り、其兩所の間は、兵を以て塞き、夜は篝火を各地の山嶺に焚き連ねて、虚勢を張り、以て朝廷幕府に反抗の意を示し、而して、窃に京師の公卿を遊説して、容保公を討たんとするの勅を下し、賜はんとを謀れり、之を以て、洛中の動搖甚しく、人民皆安んずるものなし、此時、洛中洛外に潜伏する所の浪士は、大に勢を得、機會を得れば、直に起て、長兵と相應じ、以て開國派を鑿殺せんと、機の迫るを待

佐久間象山暗殺せらる

朝廷諸侯に命じて長兵を逆撃せしめ

ちたり、然るに開國派有力の一人なる、佐久間象山(修理)は、當時京師に出で、公武の和協に奔走し、我會藩士廣澤安任(富二郎)等と共に、太に世界の太勢を説き、開國の利を論じ、朝廷をして鎖國主義を翻さしめんと盡力し、常に洋製の馬具を用ひて、馬上洛中を馳驅せり、攘夷派浪士之を見るや、大に怒り、七月十一日の夜、象山を途に要撃して、之を殺し、三條橋畔に掲示して、曰く、修理、西洋學を好み、交易開港の説を主張し、中川宮、會津侯と往來し、都を彦根に遷さんとするの國賊なり、と蓋し、象山は、長人が京師に亂入し、禁闕を修羅場となさんときは、臣子として、天皇を砲彈霹靂の中に投ずるは、忍びざる所なるを以て、暫く天皇を彦根城に奉じ、以て玉牀を護り、宸襟を安んぜんとの議を持したるなり、是に於て、朝廷にも、使を以て長兵に歸國すべきことを諭され、慶喜公、再び永井戸川の兩監察を、伏見に遣はして、嚴達せしも、長人

敢て命を奉ぜざれば、朝廷、長州の跋扈を惡み、慶喜公を總督として、會桑薩等の在京諸藩に命じて、七月十九日を以て、追討せしめらる。伏見には戸田采女正先鋒となり、會桑其後に繼ぎ、桃山には井伊掃部頭之に據り、有馬遠江守、小笠原大膳大夫、游軍として、山崎の奇兵に備へ、豊後橋には市橋下總守、小出信濃守、八幡には松平伯耆守、松平甲斐守、先鋒となり、藤堂和泉守其後に繼ぎ、榎木原には酒井若狹守陣して、天龍寺と山崎との間を押へて、長州の糧道を絶ち、而して松平修理大夫、本多主膳正、松平越前守、右縱隊となり、大久保加賀守、松平隱岐守、左縱隊となりて、天龍寺に向ひ、我公は各方面の諸軍を指揮す、其他青山因幡守は三條に、松平豊前守は老坂に、松平相摸守は上加茂に、仙臺讃岐守は下加茂に、松平備前守は鷹峰に、松平美濃守は長州屋敷、及其親族の邸に備ふ、慶喜公の本營は、東寺に定め、幕府の旗下及會津の兵、之を守護し、細

中立賣御門の戦

蛤御門の戦

川越中守、有馬中務大輔遊軍たり、時に長州勢は、福原越後伏見に據り、國司信濃天龍寺に進み、益田右衛門介山崎に在りしが、十八日に至り、京師を逆襲せんと、山崎の軍は天龍寺に合し、福原は伏見より發して入京し、直違橋にて戸田の兵と戦ひ、敗走す、黎明、再び竹田街道より侵入せしが、會津、彦根の兵に敗られ、山崎に退けり、國司は天龍寺を發し、下立賣御門、蛤御門、中立賣御門の三方に向ひしが、其中立賣御門の兵は、筑前等諸藩の兵を破り、宮門に進まんとせしを、天龍寺に向はんとせし薩軍、之を聞き、急に馳せて直に長軍を撃ちて之を破れり、又蛤御門に向ひたる來島又兵衛、兒玉小民部等の長兵は、劇戰奮闘せしも、會士久保田、伴次、町野源之助等殊死力戰遂に之を破れり、是に於て敗兵は日野邸に潛み、容保公の參朝を窺ひ襲撃せんとせしが、公は日の御門より入朝せられたるを以て、其目的を達する能はざりき、又益田等は、久坂

容保公の  
詠

玄瑞、寺島忠三郎の徒と共に、夜窃に鷹司邸に據り、而して其兵は天王山より進み、堺町御門に迫り、彦根、越前の兵と戦ひ、勢猖獗なりしが、會桑薩の兵、應援して之を破り、進んで火を鷹司邸に放ちければ、長軍支へずして敗走し、久坂、寺島等、重傷を負ひ、其邸内に自殺せり、已にして眞木和泉は、鷹司邸より殘兵を收めて、天王山に走りしを以て、追ふて之を破る、和泉亦自殺せり、此時長侯父子の黒印の軍令狀を得たり、是に於て、全軍悉く敗れ、福原、國司、益田の三家老、海路長州に遁れたり、

初め我公は、長人が輦轂の下を恐れず、兇器を弄して、世の擾亂を起さんとするを憂ひ、左の詠ありき、

立さわく世にはならはて底きよき

むかしにかへせ加茂の川波

以て我公が精誠忠厚の情を見るべきなり、我重臣北原種長、亦詠

して曰く、

よせよく騒く長門の浦の浪

鎧の袖にかけて遊はん

以て我藩士が如何に敵愾の心、憤慨の情、醇勃たるかを知るべからずや、長軍敗れて國に走るや、我士中野盤水歌ふて曰く、

大内の松の嵐の烈しきに

みたれて落る萩の一ふし

り、以て彼等が如何に、我軍威に恐れ、兵勢に挫けたるや、想ふべきなり、

(廿五) 長州征討

七月廿三日、朝廷長州の暴横を怒り、其征伐の命を降されたり、其勅文に曰く、

長州征討  
の勅命下  
る

松平大膳大夫備兼て入京を禁せられ、候處陪臣福原越後を以て名を嘆願に托し、其實強訴し、國司信濃益田右衛門介等追々差出候處寛大の仁恕を以て之を救はると雖ども更に悔悟の色なく言を左右に寄せ容易ならざる意趣を含み、既に自ら兵端を開き禁闕に對して發砲候條其罪輕からず加之父子黒印の軍令條を國司信濃に授けたる由全く陰謀顯然候旁防長二州に押寄せ速に征討可有之事

征長の師  
を起す

因て幕府は、徳川慶勝を總督となし、而して副總督は、先きに我公に内命ありしも、天皇の思召にあらざるを以て、松平慶永に命じ、更に松平修理大夫、細川越中等の諸侯に師を會せしむ、長州毛利之を聞き、屢々急使を遣はし、書を以て陳謝せり、  
八月、英佛米蘭の軍艦共同して、先きに屢々長藩が下ノ關海峽に於て、攘夷の先鋒をなすと稱して、外船を砲撃せるを以て、其報復をなさんと、横濱港を解纜し、瀬戸内海を進んで、下ノ關に至り、五

外國軍艦  
長州を攻  
む

日長藩の砲臺を撃破し、軍艦を轟沈し、六日、兵を上陸せしめて、長兵と戦ふ、長將高杉晋作、山田市之丞等、殊死奮闘せるも、竟に敵する能はずして退く、外國軍勢に乗じて猛進し、各地の砲臺を蹂躪し、要塞を壊破し、大砲十五門を奪ふて去れり、七日、長藩遂に力屈し、高杉晋作、杉孫七郎等を外國軍の旗艦に遣はし、和を請はしめ、左の個條を約せり、

長州條約書一札

- 一、此節の雜費相償候事、
- 一、此長州瀬戸内各國船通行の儀不妨候事、
- 一、薪水石炭、其外入用諸品當海濱に於て相當の價を以て可賣渡候事、
- 一、新規臺場築造不致候事、
- 一、舊臺場築造不致候事、

一、舊臺場修覆不加大砲不備付候事、

一、過料金高は、政府と各國公使之裁判に可任候事、

八月

松平大膳大夫慶親

是より、長藩は攘夷の容易ならざるを悟り、禮を厚ふして外人に接するに至る、而して後、外國同盟軍は、其戦勝の威に乘し、幕府に迫りて下ノ關事件の償金を求む、幕府屢々談判を開き、遂に之を與ふ、

此時、關東に於ては藤田小四郎亦攘夷の亂を起せり、是より先き、攘夷論の根源なりし水戸藩は、溫和過激の兩派に分れ、頻りに軋轢して其主義を貫かんと、過激派は、田丸稻之右衛門、藤田小四郎等を將とし、水戸烈公の木主を奉じ、常陸の筑波山に據り、攘夷の勅を實行せんとすと聲言し、溫和派と各地に戦へり、時に武田耕雲齋(正生)等執政たりしが、過激派に黨せるを以て、幕府の旨によ

筑波の亂  
起る

り、黜けられて、溫和派の領袖朝比奈彌太郎、市川三左衛門、佐藤圖書等、出て、執政となり、益々兵を起して過激派の驕暴を懲さんどす、八月、幕府、亦福島、二本松、平、棚倉、高崎等の諸藩に命じて、之を征討せしむ、武田は遂に藤田等と過激派の將となり、常陸、下野の間に轉戦せしが、支ふ能はざるを知り、京師に至り、慶喜公に訴ふる所あらんと、殘兵八百を率きて、中仙道より美濃に至り、彦根の大兵道を塞ぐと聞き、十二月、越前に入らんとして、加賀の軍に逢ふて之に降り、而して京師に於ては、慶喜公に命じて之を處分せしめられたるを以て、公は之を斬に處し、或は禁錮し、遂に事平ぐ、

征長軍の  
進發

已にして、征長軍は、長藩が外艦の砲撃を蒙むるを知り、此隙に乗じて軍を進めしも、武門の本意にあらずとなし、十月に至り、大阪に赴き、攻撃の策を議し、次て進んで長防二國の四境を圍む、已に



征長の役  
落着

征長の役  
の寛漫

して總督徳川慶勝は廣島に、副總督松平慶永は小倉に、各其本營を置き、十一月十九日を以て、一舉進入せんとす、是より先き、總督は大阪より、薩の西郷吉之助、吉井幸輔を遣し、長州に赴き、大義を説き、謝罪降伏せんことを勧めたり、因て毛利は、十一月十二日、福原、國司、益田を斬りて降を乞へり、十九日、總督府は伏罪の誓書、脱走七卿の處分、山口城破壊、萩城開放の四事を命ぜしに、皆其命に従ひたるを以て、十二月、諸隊に凱旋を命し、本營は翌慶應元年正月、廣島を發して歸陣せり、

是に於て、公武合夥の議を捨て、攘夷の運動となり、討幕の經劃と變じたる、長州も一頓挫を生じたるが如し、雖之れ恰も尺蠖の屈縮せしに異ならざるなり、彼は權謀縱横、詐略百出、一時の失敗を以て、從來の持説を翻して、眞に恭順するものにあらず、而して恭順以て圍軍を退けたるは、名義名分を得んが爲めと、戰鬪準備をなさんがためにして、他日再び地を捲て來るや知るべきなり、然るに征長軍之を慮らず、悠々苟安、徒に空文的條約を信じて、一滴の血、一彈の火をも見ずして、其局を結び、一時を彌縫して歸陣せしは、幕府のため寸功なきのみならず、益々長防一致、其持説を達せんとの決心を與ふるに過ぎざるなり、故に、一昨年八月十八日の局面一變以來、漸く幕府の勢力を回復し、公武合夥派の得意時代に趣き、而して蛤御門の戰勝は、益々之が氣焰を増したるものなれば、此勢に乗じ、此機會を失はず、征長軍たるもの、蹕勵奮進、長防を蹂躪し、激派を掃攘し、長州藩主を拉し、歸り、茲に大に徳川氏の武威を四海に示したらんには、大權幕府に集まり、内治外交、一新して初めて、徳川氏を將に溺れんとするに救ひ出し、其中興の業則ち成らん、而して速に政權を奉還して、朝廷を奉じ、徐に諸侯を諭解して、開國をなし、以て帝國の改新を計らば、夫れ實に

して總督徳川慶勝は廣島に、副總督松平慶永は小倉に、各其本營を置き、十一月十九日を以て、一舉進入せんとす、是より先き、總督は大阪より、薩の西郷吉之助、吉井幸輔を遣し、長州に赴き、大義を説き、謝罪降伏せんことを勧めたり、因て毛利は、十一月十二日、福原、國司、益田を斬りて降を乞へり、十九日、總督府は伏罪の誓書、脱走七卿の處分、山口城破壊、萩城開放の四事を命ぜしに、皆其命に従ひたるを以て、十二月、諸隊に凱旋を命し、本營は翌慶應元年正月、廣島を發して歸陣せり、

是に於て、公武合夥の議を捨て、攘夷の運動となり、討幕の經劃と變じたる、長州も一頓挫を生じたるが如し、雖之れ恰も尺蠖の屈縮せしに異ならざるなり、彼は權謀縱横、詐略百出、一時の失敗を以て、從來の持説を翻して、眞に恭順するものにあらず、而して恭順以て圍軍を退けたるは、名義名分を得んが爲めと、戰鬪準備をなさんがためにして、他日再び地を捲て來るや知るべきなり、然るに征長軍之を慮らず、悠々苟安、徒に空文的條約を信じて、一滴の血、一彈の火をも見ずして、其局を結び、一時を彌縫して歸陣せしは、幕府のため寸功なきのみならず、益々長防一致、其持説を達せんとの決心を與ふるに過ぎざるなり、故に、一昨年八月十八日の局面一變以來、漸く幕府の勢力を回復し、公武合夥派の得意時代に趣き、而して蛤御門の戰勝は、益々之が氣焰を増したるものなれば、此勢に乗じ、此機會を失はず、征長軍たるもの、蹕勵奮進、長防を蹂躪し、激派を掃攘し、長州藩主を拉し、歸り、茲に大に徳川氏の武威を四海に示したらんには、大權幕府に集まり、内治外交、一新して初めて、徳川氏を將に溺れんとするに救ひ出し、其中興の業則ち成らん、而して速に政權を奉還して、朝廷を奉じ、徐に諸侯を諭解して、開國をなし、以て帝國の改新を計らば、夫れ實に

將軍上洛

守護職目  
ら東下の  
事なし

(廿六) 長州再征

遺憾なからん、然れども、已に此好機を失ふ。幕府の衰頽天なる哉。

次て幕府は、征長軍の談判、寛に過ぐるとなし、毛利父子及び五卿を江戸に伴ひ來るべしと、總督に命じたれども、之を行ふ能はずとして肯せず、因て幕吏に命じたれども、皆辭したるを以て、更に塚原但馬守、御手洗幹一郎に命ず、二人小倉に至り、其の命を達したれども、其談判亦決する能はず、此時、長士攘夷派高杉晋作等は、長藩が國司、福原等を斬りて、幕府に謝罪せるを怒り、市井の無賴兇徒を集め、俄に起て、謝罪に盡力せし溫和派を襲撃し、藩主に迫りて幕府に抗するに決し、伊藤俊介伊藤博文をして外人より兵器を買ひ入れたりと、の報江戸大阪に達したり、是に於て、容保公は長州の處置、寛柔にして談判緩漫なるを以て、家臣をして東下せしめ、將軍の上洛を促し、以て幕府の患を遺すべからざるを説く、之

に因り大將軍は、旗下諸侯を率ゐて、閏五月廿二日、京師に入りて、參内し、廿五日、大坂城に入る、是より屢々使を長州に遣はして、山口城再築、五卿と交通せし事等、疑はしき舉動數ヶ條を詰問せしに、皆事實にあらざることを答辯に及び、寛典に處せられんことを乞ふ、其他の諸侯も寛典を主張せしもの多しと雖も、容保公は、慶喜公慶永等と共に、長州が陽に恭順を表し、其實異圖を懷くと、其形迹に徴して瞭然たれば、其局を曖昧模糊の間に結びては、假令長防の事、無事に終らんも、幕威是より地に墜つべければ、至當の處置をなさざるべからずと論ぜり、

九月、英佛米蘭の公使兵庫に來り、兵庫開港を迫り、大將軍若し肯かざれば、直に京師に入り親しく朝廷に請はんと云ふ、老中阿部豊後守、四國の公使に面して談判を開く、時に京師の我藩士陸續として、阪城に來りて曰く、各國公使等、軍艦を率ゐて、我に迫り、兵

將軍辭職  
せんとす

庫開港を強請するは、驕慢の至りなり。若し彼等推して上京せんとならば、弊藩一同死力を以て之を拒み、決して淀鳥羽以内には一步も入れしめず、醜類を寸断して國威を展べんと掌中にあり、故に強硬なる談判を乞ふと、次て朝廷阿部豊後守等を退職せしめらる、大將軍之を憂ひて曰く、今長州の事、開港の件、危急眼前に迫れるに、朝廷其主任のものを廢せらるゝは、之れ將軍家に、其職責を盡すを得せしめられざるなれば、速に大任を解き、寄託の重きを辭し、一橋慶喜を舉げて朝廷の命に任せ奉るべしと、遂に辭表を奉りて將に江戸に歸らんとす、容保公之を聞き、大に愕き、單騎大阪に至りて止めて曰く、上表直に東下せらるゝは、恭敬を欠く、の嫌ひあれば、入京親しく事情を奏聞せらるべしと、之に因り大將軍、上京二條城に入る、次て朝廷亦其辭職を許されざりき、而して我公の盡力により三港を開くを許されたり、

長州處分

慶應二年正月廿一日、幕府、長州處分を朝廷に奏聞し、勅裁を得て、長州に達せり、其要領左の如し、

- 一 大膳父子剃髮寺入の事
- 一 封土の内十萬石を削らるゝ事
- 一 他國より入込し浮浪の輩は殘らず本國へ引渡の事
- 一 昨年正月再發の激徒は悉く斬伐の事
- 一 毛利家血食の義は末藩の内より然るべき人才を擧る事

長藩謝罪  
の實を擧  
げず

長州にては、荏苒命を奉せんとせず、亦敢て其命を拒まず、却て書を以て、寛典の處置を、要請すること屢々なりしが、皆之を却けられたり、是に於て、長防の士民、益々元氣を鼓舞し、愈々死を決して、幕府の兵に抗せんとせり、幕府、此に至りて初て迷夢を一攪し、其寛漫なる手段の効なきを悔ひ、遂に再び追討するに決せり、而して長州の陰謀を偵知し、其過激を惡み、其實力を知れるものは、我會津藩なり、彼亦中間壅蔽の讒者となし、國家革新の妨害者とな

再び征長の師を起して克たす

大將軍家茂公薨じ征長を中止す

し、幕府有數の勢力者となすものは、獨我會津藩を指せしならん、故に我會津藩をして之を討たしめんか、彼一層の敵愾心を生せんも、我亦彼が全滅を見されば止まざらん、幕府念茲に至らず、紀伊中納言を總督とし、松平伯耆守、小笠原壹岐守等をして討たしめしが、幕軍は果して彼を侮り、戦備もなく、軍略もなかりしより、毎に敗績して、兵氣更に振はざるに至れり、而して會津と長州は、茲に互に醇積せる激憤を、戰場に洩らす能はずと、雖ども必ず他日に見るは、固より其數なり、

八月廿日、大將軍家茂公、大坂城に薨じたるを以て、慶喜公之に繼きて將軍となり、遂に休兵の令を出し、征長軍を歸陣せしめたり、是に於て、幕府の兵力怖るゝに足らざること、天下に暴露し、威信全く地に墜ちて、再び過激派隆起し、合躰派勢を失ひ、薩州は已に私かに征長の役の間に於て、合躰説を捨て、長州と同盟を締結す

孝明天皇崩す

るに至れり、嗟、幕府衰亡の機は、間一髪に迫れり、此機を制して、勢力を回復せんとするには、尋常手段の能くなすべき所にあらず、必ず果斷なる權謀術數を以て、霹靂耳を掩ふの暇あらざらむ、る、大手腕を行はざるべからず、而して之れが力を盡すべきものは、大將軍と容保公とありと雖ども、兩公は固之れ誠心正意の人、權謀術數を事とせざるを如何せん、況んや薩州が長藩と舊怨を捨て、合同し、以て全力を揮ふて、討幕に盡すを、未だ知らざるに於てをや、

十二月廿九日、孝明天皇崩す、聖壽三十七、天皇英明剛邁、登極以來、國家多難に處し、勵精圖治、國を憂ひ、民を憐み、一日も宸念を休ませ給ふことなかりき、之を以て、天下皆父母を失ひたるが如く、痛悼哀哭して止まざりけり、殊に我公は、天皇の信任を受け、優遇を忝ふし、將に天皇の密勅を奉じて、大事を擧げ、以て宸襟を安んじ

奉らんと欲し、而して昨は外國の處理に、今は長州の事件、其他公武の周旋、京師の治安等、紛々たる國事に奔走して、未だ大事を發せざるに、俄然天皇の崩し給ふに遇ふ、之れ實に會津が千載の遺憾なりと、なす所なり、次て三年正月、今上天皇御踐祚あらせられたり、時に聖壽十五、

(廿七) 大將軍慶喜公大政を奉還す

三年五月、大將軍慶喜公、兵庫開港の已むを得ざるを知り、開港の勅許を朝廷に奏請し、長州寛典の處置も諸侯の逼る處となるを以て、之れ亦奏聞に及び、朝廷に於ては、諸侯の意見を聞かれ、遂に左の勅命を下されたり、

一長防の儀、昨年上京の諸藩當年之四藩等各々寛大の處置御沙汰あるべき旨を言上し、大樹も寛大の處置言上有之、朝廷にも同様に思召され、候間可取計事

一兵庫開港事、元來容易ならず、殊に先帝止め置かせられ候へども、大樹も餘儀なき時、世言上し、諸藩建言の趣も有之、當年上京の四藩も同様に申上、候間誠に止むを得させられず、御差許に相成候事

因て開港問題、一段落を告げ、幕府の得意來れりと雖ども、長州問題は遂に寛典と定まるに至りては、幕府の威信を傷けたること少からざるのみならず、是より過激派は、益々開港を憤り、益々幕府の柔弱を侮る、時に土佐藩主山内豊信、天下の大勢大に定り、公武兩立すべからざるを看破し、從來の合軀説を捨て、皇基を確固にして、政令を朝廷の一途に出て、いめんと欲し、家臣後藤象次郎、寺村左膳等と共に、大將軍に左の建言をなし、皇室國家の爲め、政權奉還の大義を説き、其英斷を促したり、

誠惶誠恐謹て建言仕候、天下憂世の士口を噤し、不言に至り候は、誠に可憫の時、に候朝廷幕府公卿諸侯首趣相違ふの狀あるに似たり、誠に可憫の事に候、此二

朝廷長州の寛典と兵庫開港を許さる

浪士益々既屈す

山内豊信大政奉還に周旋す

懼は我の大患にして彼の策於是乎成矣と可謂候如此事態に陥り候は其責畢  
 竟誰に可歸や併し既往の是非曲直を喋々辯難すとも何の益かあらん唯願く  
 は大活眼大英断を以て天下万民と共に同心協力公明正大の道理に歸し萬世  
 に亘て不愧萬國に臨んで恥ざるの大根柢を建てざるべからず此首魁前月上  
 京の砌にも追々建言仕候心得には候へとも何分阻隔の筋のみ有之其内不圖  
 も舊疾再發仕不得已歸國仕候以來起居動作と雖ども不隨意の事に成至り再  
 上の儀暫時相調不申候は誠に遺憾の次第にて只管此事のみ日夜焦心苦慮仕  
 り罷在候因て恐存の趣一ニ家來共を以て言上仕候唯幾重にも公明正大の道  
 理に歸し天下萬民と共に皇國數百年の國祚を一變し至誠を以て萬民に接し  
 王政復古の業を建てざるべからざるの一大機會と奉存候霜又別紙得度細覽  
 被仰付度懇々の至精難默止泣血流涕の至に不堪候

慶應三年丁卯九月

松平容堂

大將軍慶  
 喜公大權  
 を奉還す

大將軍、及容保公、亦固より政令二途に出て、國家の統一を害し、時  
 事の益々艱難なるを憂ふるの時なれば、十月十三日、其建言者及  
 び列藩の將士を二條城に會し、歸政奏案を以て之に示し、大に論

議せしむ、遂に奉還に決し、十四日左の書を奏上せられたり、

皇國時運の沿革を考へ候に昔し王綱紀を解き相家權を執り保平の亂政權武  
 門に移てより祖宗に至り更に寵眷を蒙り二百有餘年子孫相受且其職を奉ず  
 と雖も政刑當を失ふこと不少今日の形勢に至り候も畢竟薄徳の所致不堪慚  
 懼候况や當今外國の交際日に盛なるにより愈朝權一途に出て不申候ては綱  
 紀難立候間從來の舊習を改め政權を朝廷に奉歸廣く天下の公議を盡し聖断  
 を仰ぎ同心協力共に皇國を保護仕候へば必ず海外万国と可並立候慶喜國家  
 に所盡是に不遇と奉存候乍去猶見込の儀も有之候へば可申聞旨諸侯へ相達  
 し置候依之此段謹て奏聞仕候以上

十月十四日

慶喜

王政復興の端は、其奏上に依て啓け、朝廷は速に其奏上を聽され、  
 左の勅命を下されたり、

祖宗以來御委任厚御依頼被爲在候へ共方今宇内の形勢を考察し建白の旨趣  
 尤に被思召候間被聞食候尙天下と共に同心盡力を致し皇國を維持し可奉安  
 宸襟御沙汰之事

王政復興

朝廷は之に因り、列藩を會して新政を議せんと、五十餘藩を京師に召す、二十日、七卿の處分より、外交の事を諮問あり、廿一日、諸藩上書、姑く將軍に委任し、諸侯の議を待て決せんと請ふ、廿九日、宣命使、權大納言日野資宗卿、勅命を以て、泉山陵に王政復古を告げられたり、嗚呼、徳川氏二百數十年の太平は、能く文物燦然として發揮し、我藩祖正之公、水戸光國公、同齊昭公を始として、大に尊王愛國の志士を養ひ、遂に源頼朝、關職に居り、天下兵馬の權を握りしより、足利、織田、豊臣の數氏を閱し、年歴六百八十年、大將軍徳川慶喜公、大政を朝廷に奉還するに至り、徳川氏の功、豈偉ならずや。

會津史 卷之六終

明治三十年四月九日印刷  
明治三十年四月廿日發行

正價金參拾錢

著者 福島縣平民 池内儀八  
福島縣若松甲賀町百八番地

發行者 福島縣平民 池内清治郎  
福島縣若松町大字馬場上五ノ町廿二番地

發行者 東京府平民 並木鏡太郎  
東京市京橋區築地二丁目廿五番地

印刷者 島保藏  
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十六番地

印刷所 株式會社 秀英舍第一工場  
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地



一手販賣

岩代若松馬場下一ノ町

河野忠三郎

東京市神田區表神保町

東京堂

全

八尾新助

全 日本橋區通り壹丁目

大倉孫兵衛

全 京橋區元數寄屋町三丁目

信文堂本店

全 淺草區茅町二丁目

松成堂

全 京橋區南紺屋町

小川寅松

岩代若松一ノ町

信文堂

全

森萬作

全

齋藤八四郎

全 若松甲賀町

伊藤文華堂

全 若松大町

田中善平

全 若松七日町

博盛館

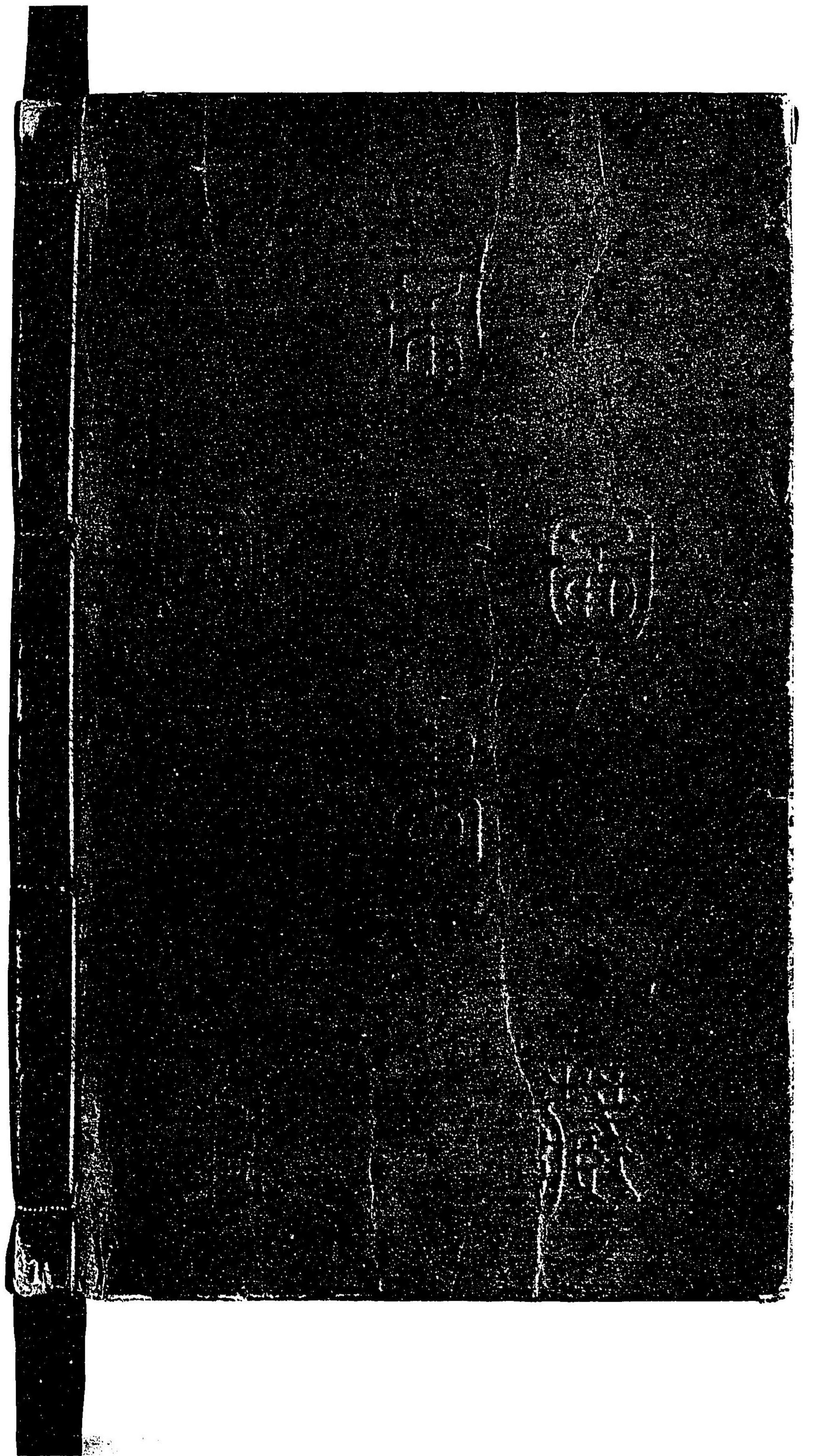
賣捌店

奧羽其他各縣各地ノ書肆

特約大賣所



110  
5  
29



110  
合  
29

會  
津  
史  
  
五  
六